

第2回厚生常任委員会会議録

- 1 開会日時 平成27年2月18日(水) 午前10時0分
- 2 閉会日時 平成27年2月18日(水) 午後2時9分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
5番 丸山 明君 7番 原田 素代君 9番 行本 恭庸君
13番 福木 京子君 14番 佐藤 武文君 17番 実盛 祥五君
- 5 欠席委員
な し
- 6 説明のために出席した者
市 長 友實 武則君 副 市 長 内田 慶史君
市民生活部長 小坂 孝男君 市民生活部参与 藤井 清人君
保健福祉部長 石原 亨君 赤坂支所長 正好 尚昭君
熊山支所長 山田 長俊君 吉井支所長 檜原 哲哉君
市民課長 作本 直美君 協働推進課長 新本 和代君
環境課長 黒田 靖之君 社会福祉課長 国正 俊治君
子育て支援課長 国定 信之君 健康増進課長 岩本 武明君
介護保険課長 藤原 康子君
- 7 事務局職員出席者
議会事務局長 富山 義昭君 主 事 青井 久君
- 8 協議事項 1) 平成26年度事業の進捗状況について
2) その他
- 9 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（福木京子君） それでは、3月議会前の厚生委員会ですが、第2回厚生常任委員会を開会をいたします。

それでは、開会に先立ちまして、友實市長より御挨拶をお願いいたします。

○市長（友實武則君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、市長。

○市長（友實武則君） 委員の皆さんおはようございます。

本日は第2回厚生常任委員会ということで、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、3月の定例市議会に上程させていただいている案件を含めてたくさんの御報告、御協議を予定しているところでございます。何とぞよろしくお願いを申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（福木京子君） ありがとうございます。

佐藤委員はおくれて来られます。それから、議長は東京のほうで公務で、あと副議長のほうが来られるんじゃないかとは思いますが。

それでは、これから協議事項に入ります。

1番目、平成26年度事業の進捗状況について執行部から説明をお願いします。

まず、市民生活部のほうからお願いをいたします。

○市民課長（作本直美君） はい、委員長、市民課、作本です。

○委員長（福木京子君） はい、作本課長。

○市民課長（作本直美君） 失礼いたします。国保の広域化につきまして最近の状況を御報告させていただきます。

資料1ページ、医療保険制度改革骨子（案）をごらんください。

昨年8月の政府の社会保障制度改革国民会議では、国保の保険者を市町村から都道府県に移行させるための法案を平成27年度通常国会へ提出し、29年度をめどに進めるとの方針が示されていきました。しかしながら、その後、1月13日に社会保障制度改革推進本部が決定した医療保険制度改革骨子（案）——お手元の資料のこちら抜粋をしているものですが——の中では平成30年度からということで示されました。

資料の中ほど、丸の2つ目のところですが、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的役割を担うとしています。財政運営に当たっては、都道府県が医療費の見込みを立てた上で各市町村の医療水準や所得水準を踏まえて市町村ごとの分賦金の額を決定する分賦金制を導入し、市町村はそれに見合った保険税、保険料率を定め、賦課徴収を行うという方向で動いています。そのほかの資格管理、保険給付等については、今のところ明確に提示されていない状況です。岡山県としましては、本年度は年3回、7月と12月と3月の広

域化連携会議、さらに年6回のワーキンググループ、その中で赤磐市は給付グループとして座長として参加しておりまして、今、4回開催をしておりますが、そちらの中で情報交換等を行っております。今後も国の動向に注視し、情報収集に努めながら取り組んでいきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、御報告させていただきます。

○委員長（福木京子君） ちょっと大切なことなので、今、説明を受けたことで質疑があればお願いします。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 委員長。1年延びて半分ほっとしてるんですけど、要するに制度的にこれが変わることによる見通しっていいですか、どういう、メリット、デメリットっていうとそんな単純にはないと思うんですけど、市町村による格差が生まれるというか、逆に言えば今まで非常に赤字を抱えてた市町村を赤字がなかったところが補うような形、薄めるというか、そのとんがりをそれぞれ。そういうふうになる、それがいいことなのか悪いことなのか含めて、現場の率直な感想というのは勉強されててどんなふうに私たちは理解したらいいんでしょう。

○市民課長（作本直美君） はい、市民課、作本です。

○委員長（福木京子君） はい、作本課長。

○市民課長（作本直美君） こちらの国保の広域化については、今、市町村国保が財政的に逼迫していて危機的な状況にあるというところから考えられているようですが、そちらのほうの一番の目的は国費を投入して県で統括させて財政の基盤安定化を図っていかうということになっています。赤磐市などは交付金と拠出金の関係がありまして、どちらかといいますと交付金よりも拠出金が多い自治体なんです。そのあたりでメリット、デメリットいろいろあると思われるんですけども、そのところはどう捉えていいかちょっと今すぐにお返事のほうはできないんですが、一応、保険料とかを平準化させて、本来でしたら県下で統一をして全てにおいてどこも均等に医療を公平に行えるということが目的ではあったと思われるんですが、こういうふうに保険料とか保険税を市町村のほうにある種任せっていくというようなことになってきますと、そのあたりがどれくらい差が出てくるかということもちょっと今ではまだ考えられないところではあります。

○委員（原田素代君） 結構です。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

○委員（原田素代君） はい。そりゃ現場はこれ以上わからないと思います。

○委員長（福木京子君） 他に。よろしいですか。

ちょっちょっとならぬ。今、赤磐市は交付金よりも拠出金が多いようになるんじゃないかということですから……。

○委員（原田素代君） 違う、今は。

○委員長（福木京子君） 今がですから。じゃから、今後わからないということですね。それで、わかりました。

これについて余りちょっと委員長が言うたらいけません、最初期待をしてたような状況ではなくて、保険料から徴収から全部、市町村に任されて、結構指導が県のほうが厳しくなってくるということでは非常にもっと大変になるんじゃないかと。ほんで、全国的には既に何か4つの県がモデル事業でやってるようですけど、そこではもう既になかなか大変な状況で、県や国にいろんな要望を出されているという実態がありますんで、その辺は十分に審議をさせていただいて、どこかでまたこれは出た段階で議論できるということですね。その辺はひとつよろしくお願いしたいと思います。

○市民課長（作本直美君） よろしいか。

○委員長（福木京子君） はい、よろしいです。

それでは、ないようですので、次の説明をお願いします。

○協働推進課長（新本和代君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、新本課長。

○協働推進課長（新本和代君） 協働推進課、新本です。

協働のまちづくり指針アクションプログラムについて御説明をさせていただきます。

資料の2ページをお願いいたします。

協働のまちづくり指針アクションプログラムの進捗状況について御報告をさせていただきます。

赤磐市協働のまちづくり指針を具体的かつ計画的に実施するための行動計画が協働のまちづくり指針アクションプログラムでございます。アクションプログラムにつきましては、10月の本委員会でお配りさせていただいております。

協働のまちづくり事業検討委員会につきましては、所掌事務が協働のまちづくり指針の普及啓発及びアクションプログラムの進捗状況や成果を検証し、評価すること、また協働のまちづくりに関する施策について検討することが主なものでございます。

協働のまちづくり事業検討委員会のメンバーでございますが、委員長はコミュニティコーディネーターであります、また赤磐市協働のまちづくり指針策定チーム長であった小川孝雄様です。構成メンバーでは、赤磐商工会、それから赤磐市社会福祉協議会、赤磐市自治連合会、赤磐市老人クラブ連合会、また赤磐市内のNPO法人の代表者、それから公募委員、市からは総合政策部秘書課長が加わり、10人の委員で構成しております。

それから、協働のまちづくり検討委員会は今年度、3回開催いたしました。1回目は8月5日に開催し、2回目は10月29日、3回目はことしの2月12日に開催しました。内容につきましては、指針及びアクションプログラムの進捗状況、それから協働事業、市民提案型、行政提案

型の創設、それから今後の検討委員会の運営についてを議題に開催いたしました。また、これとは別に部会を4回開催しております。

続きまして、アクションプログラムの進捗状況の主なものでございますが、まず市民、NPO、ボランティア支援のためのアクションプログラムといたしましては協働情報の発信ということで、広報あかいわ、市ホームページなどを活用して協働情報を発信するというので、今年度の取り組みでは赤磐市ホームページのトップページに協働のまちづくりの項目を新規追加いたしました。また、広報あかいわにも協働事業の記事を掲載しております。

それから、次の協働事業の仕組みづくりのためのアクションプログラムでは、協働事業といたしまして市民提案型、行政提案型の創設ということで、市民と赤磐市が協働して取り組む具体的な事業について事業提案を募集し、実施するための制度を整えるということで、今年度、部会にてスキームを協議し、赤磐市民活動実践事業——これは仮称ですが——を作成し、第3回委員会にて内容を報告し、今後、細部の調整を行い、平成28年度から実施を目指すということで協議いたしております。

それから次、3ページでございますが、人材育成のためのアクションプログラムとしまして市職員研修の開催ということで、市職員に向けた協働に関する講座及び研修会を開催するというので、今年度は職員研修を26年12月5日に開催しました。講師はI I H O E、人と組織と地球のための国際研究所代表の川北秀人さんをお願いして、「自治を回復し、まち・むらの課題を、まち・むらの力で解決するために」という演題で行いました。職員ら40名参加しております。

続きまして、まちづくりサロンの開催でございますが、設定されたテーマについて自由な雰囲気の中で参加者が話し合いを行うということで、今年度は赤磐市総合計画へ市民意見を反映させていくために開催いたしました。主催が協働推進課と秘書企画課が主催し、サンサンあかいわまちつく～る会に共催として進行役をお願いし、「赤磐市をもっと住みやすくする楽しいアイデアを出し合おう！」というテーマで開催しました。今年度は6月、9月にそれぞれ3回開催しております。

続きまして、最後でございますが、市役所の庁内組織、推進本部会議、それから推進担当者の充実ということで、今年度は赤磐市協働のまちづくり推進庁内組織設置要綱に基づいて、全庁的に協働のまちづくりの推進を図りました。今年度は、推進本部会議を4回開催しております。また、市職員に向けての協働のまちづくりに関するアンケート調査を実施したり、それを職員研修に役立てたところでございます。

以上でございます。

○委員長（福木京子君） 説明が終わりました。

これについて質疑がありましたら。

はい、原田委員。

- 委員（原田素代君） この間いただいたのが実施期間が26年から28年ですよええ。
- 協働推進課長（新本和代君） はい。
- 委員（原田素代君） ここで2ページのところの委員さんの任期が29年3月31日。そしてら、これは2カ年、いただいた分は27、28、2カ年ってこと、ちょっと説明を。
- 協働推進課長（新本和代君） はい。
- 委員長（福木京子君） はい、はい、新本課長。
- 協働推進課長（新本和代君） ちょっと1ページ開いていただいて、2ページをごらん…
- …。
- 委員長（福木京子君） 2ページでしょ。
- 協働推進課長（新本和代君） はい。2ページをごらんいただきたいんですけども、そこにまず1番の市民、NPO、ボランティア支援のためのアクションプログラムということが載ってまして、そこの計画年度というところがありまして、26年度にはニーズ調査、それから27年度には検討、それから28年度にも検討ということになっておりますが、これを3年間、同じ委員さんで検証していくための委員会で、それぞれ年度ごとに何をするかってということが決められていまして、先ほどの10人のメンバーでこれを検証していただく委員会でございます。
- 委員（原田素代君） ちょっと。
- 委員長（福木京子君） はい、原田委員。
- 委員（原田素代君） 事業としては28年までの事業計画をこの委員さんたちが任期は3月31日までであると、そういうふうに理解したらいいですか。
- 協働推進課長（新本和代君） はい、そうでございます。
- 委員（原田素代君） わかりました。
- 委員長（福木京子君） じゃ、よろしいですか。
- 他にこれについてありませんか。
- 副委員長（丸山 明君） 濟いません、ちょっといいですか。
- 委員長（福木京子君） はい、丸山委員。
- 副委員長（丸山 明君） 私が第1期の今から5年前にまちづくり塾っていうのが開かれたときのメンバーでございまして、それ以来ずっとやられてきてるんです。質問したいのは、ちょっとこの僕らは30人いたんですよ、第1期が。ほんで、大体二、三十人の人たちが毎年研修を受けたりやってきてるんですけど、そういう今まで財政から市の取り組み、これからのお話、外部講師にもお話しいただいて勉強してきてる人たちが毎年それだけいるということなんですよ。それをその人たちをうまく生かすようなことをぜひ方向性に取り入れていただきたいなあという思いがあって、そういったことがちょっと何か希薄なような感じが印象として受けてるんで、どんなふうにお考えか、そのあたりだけお聞かせいただいたらと思います。
- 協働推進課長（新本和代君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、新本課長。

○協働推進課長（新本和代君） まず、第1期の最初に丸山委員も参加して下さったというまちづくり塾の1期生の方は、独自の3世代交流とかしていただいていると思うんです。それから、2期の方はそれぞれ独自でされておられるのではないかとと思われるんですが、今は少しちょっと停滞してるのではないかなあと考えております。それから、3期の方はファシリテーターということで今現在、活躍していただいております。それで、さらにその先を進めようということで、今年度もファシリテーターの養成講座のほうを3期生の方が中心になって実施していただいておりますので、今後ともそういう方には活躍をしていただき、まちづくりのためにぜひ加わっていただきたいなあとというふうに考えております。

以上です。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

○副委員長（丸山 明君） はい、わかりました。

○委員長（福木京子君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） ないようですので、次の説明をお願いします。

○環境課長（黒田靖之君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい。

○環境課長（黒田靖之君） 環境課、黒田です。

○委員長（福木京子君） はい、黒田課長。

○環境課長（黒田靖之君） それでは、環境課からエスク岡山の最終処分場の経緯、現在までの進捗状況ということで御説明させていただきます。

資料のほう、4ページのほうをお開きください。

ここに書いてありますが、最終処分場の変更申請の概要ということで改めて申し上げますと、埋立面積につきましては従来計画と変わりございません。今回、エスクさんが計画されるものにつきましては埋立量の増量ということで4万1,305立米の増ということで、全体の量といたしまして39万5,431立米という計画になっております。

この計画に先立てまして、エスク岡山のほうへ市から平成25年6月、当委員会で御報告はさせていただきますしておりますが、事業者としてどのようにこの処分場を考えて今後やっていくのかということで、当施設に対しましてのり面の安定計算、それから法令遵守、それから汚水処理施設の処理方法の改善、今後どういうふうに進めていくかということを書きにて報告しなさいということを指示しておりました。それを会社の中で今後の計画を含めてどういった形でやるかという方向を示されまして、市のほうに書きにて回答なされたという経緯を25年6月の当委員会のほうで経過説明のほうをさせていただいたところ です。

そういった案件を受けまして、事業者のほうがここに書いておりますようにこれまでの流れ

といたしまして、25年9月20日に事業計画、事業概要書の提出を岡山県に提出しております。その後、26年3月14日に今度は事前計画書というものを岡山県に提出しております。それを経過いたしまして、26年9月19日、当産業廃棄物の処理施設の変更許可の申請書の提出を岡山県に提出し、本年度、27年1月29日付で変更許可申請が許可という流れが現在のところではあります。

今後につきましては、埋立地の工事着手ということで、廃棄物をそこに埋め立てるための堰堤の工事であったりということを経営をこれから進めていくための着手届と計画を出していくような形になります。その工事が終わりますと確認検査を県のほうが行いまして、次にここに書いておりますように、産業廃棄物の処分業の許可申請書の提出ということで、事業を行うための許可を受けなければならないということになっていきますので、これの申請が必要になってきます。その処分業の許可がおりますと、初めてこの時点で営業を開始できるという形になります。いずれにしても、期間的にはもう少し当然、工事も入っていきますのでかかってくるかと思っております。現在は、工事着手に向けての計画を進めているというふうな状況をお聞きしております。

環境課からは簡単ではございますが、エスク岡山の経過ということで報告に変えさせていただきます。

○委員長（福木京子君） 説明が終わりました。

これについて質疑ありましたら。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 委員長、原田です。

○委員長（福木京子君） はい。

○委員（原田素代君） このフロートの一番、囲みの最後に産業廃棄物処理施設変更許可申請が許可されたわけですよ。施設の変更ですよ。今回の手続は。エスクさんは、産廃業者として処分業としては許可を受けた業者ですよ。産廃はしてませんよね。なのに、何で今後の流れの中で産業廃棄物処分業許可申請を出して処分業の許可を受ける必要があるのかわからないんですが。

○環境課長（黒田靖之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、黒田……。

○環境課長（黒田靖之君） 環境課、黒田です。

○委員長（福木京子君） はい、黒田課長。

○環境課長（黒田靖之君） 今回の申請に当たります前の事業としては、現在も継続してやられております。今回は埋立量がふえるということで事業がある意味拡大するという形になりますので、その4万1,000余りの処分を業として追加して行うという形になりますので、今受けております処分というのはこれ増量になる前までの許可になりますので、今回改めて4万1,000という増量の部分を含めた計画という処分の許可を受けなければならないという形にな

りますので、前回、今まで変更する前の部分と今回する部分という形で、ふえる部分での処分業の許可を受けるという形になりますので、よろしいでしょうか。

○委員（原田素代君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 今も埋め立てしてます、あそこは。今の事業は、かさ上げの未満のところに入れてることだというふうに理解したらいいんですか。

○環境課長（黒田靖之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、黒田課長。

○環境課長（黒田靖之君） はい、そうです。以前に許可を受けた範疇で処分をされてるということになりますので。

○委員（原田素代君） はい、はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 物すごいあれですよ、わかりにくい話ですよ。要するに、ラインが引いてあって、このラインが満つるまでは前の業で、このラインを超えてこれから入れるとこって、そのラインっていうのは現実的にはわからないわけですよ。何年も前からこのラインを超えちゃうんです。このラインを超えちゃうから5メートルかさ上げさせてくださいっていうのは何年も前から業者さんは申請、要求されてたわけですよ。何年か前から聞いてたんですけど、将来的なかさ上げしたい。ていうことは、その辺の判断っていうのは県がされるんでしょうか。要するに、もう既に上がってんじゃないのと。ほいで、5メートル分までは上がってないから、5メートルいくまでは入れますよと。こんなに厳密に処分業そのものを許可申請しなきゃいけないぐらい厳密に県は書面上ではやってるけど、現場はそこは見えませぬよ。その辺は担当のほうではどんなふうに理解してるんですか。

○環境課長（黒田靖之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、黒田課長。

○環境課長（黒田靖之君） 確かに、現場のほうへそのラインが明示されたものはないわけで、当然それは毎月そういう処分するものが入ってくるということの積み上げ量というようなもので数量を確認する以外に現場の部分と書面上の数量の部分というのがマッチングするかどうかっていうのはなかなか難しい部分もあるわけですけど、基本的には高さの部分で管理していきますので、処分場の最終の埋め立ての計画高とかという形で管理していくようになりますので、その間でもう既に超えちゃったのじゃないかとかというような話も先ほど言われますけど、そのあたりは県のほうも提出物を確認しながら、そのラインが本当に計画のうちであるのかという部分をこれは確認はされとると思うんです。ですから、それを超えちゃってるけども、出してしまうという話じゃなくて、超えるからということで今回、先の水処理の問題も出てきますから、こういったものを将来を見据えた形で適正に閉鎖処理ができるようなと

いうことを事業者のほうは計画を立てておられるんで、今回、将来にわたっての部分での変更という形を計画をされたというふうに聞いております。

○委員（原田素代君）　じゃあ、最後に、済いません、委員長。

○委員長（福木京子君）　はい、原田委員。

○委員（原田素代君）　今後の流れの中で、最後の営業開始っていうのが大体聞いてらっしゃる予想、いつごろを考えてらっしゃるのかっていうのがありましたら。

○環境課長（黒田靖之君）　いや、委員長。

○委員長（福木京子君）　はい、黒田課長。

○環境課長（黒田靖之君）　まだちょっと着手に入って恐らくないと思うんで、まだ明確な日時というのはちょっとまだお聞きしてないです。これからどのくらいのスパンがあって時間が費やされてできるかというようなものは、ちょっとうちのほうでは事業者のほうからはまだお聞きしておりません。

○委員長（福木京子君）　よろしいですか。

○環境課長（黒田靖之君）　申しわけございません。

○委員（原田素代君）　いえいえ。

○委員長（福木京子君）　他に。

○委員（行本恭庸君）　委員長。

○委員長（福木京子君）　はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君）　その件で、今、4万1,000立米からのものを新たにやるというて、それに対しての申請が必要だということはわかるんですが、その申請というか4万1,000ふえるまでの、それまでのせやけん第1回目の許可を受けとるわね。今現在、受けてやとるわね。だから、その完了検査というたりするのはないかな。それがなければ、次にスタートするのが、そこらはどういうチェックの方法をするわけ。前のが済んでないのに、まだ残っとんじやったら4万1,000はまだ続かんでいいわけじゃから。じゃから、最初の申請の分は完了しましたというものの完了確認、県はするんじゃないか。それはせんのか。

○環境課長（黒田靖之君）　はい、委員長。

○委員長（福木京子君）　はい、黒田課長。

○環境課長（黒田靖之君）　完了確認を終えてというタイミングを行うのではなくて、当初の計画、増量があったわけですけど、その量に対して今回、4万1,000をかさ上げでふやすということで、これは先ほども言いましたけど、高さの管理で最終的なものを管理していくという形になるので、現在も前回の許可を受けたものがまだ余裕として若干残っているということで、埋めて処分していきながら周りの新しい計画の部分の築堤をしていくと、堤防をしていくというような並行的な部分でやっていくような形になりますんで、一旦その処分が終わって全くそこを手つかずの状態築堤をしていって改めた埋立分が入るような形でスタートするとい

うような形ではなくて、継続的にやっていくというような形での最終の目指す処分場の姿という形での計画になっていると思います。

○委員長（福木京子君） よろしいか。

○環境課長（黒田靖之君） よろしいでしょうか。

○委員（行本恭庸君） わかったようなわからんけど、最終的には……。

○委員長（福木京子君） はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） 行本です。

○委員長（福木京子君） はい。

○委員（行本恭庸君） 高さ的に管理するということですから、ここにも高さが約5メートルということになつたらあな。

○環境課長（黒田靖之君） そうですね。

○委員（行本恭庸君） しかし、最終の高さのラインというのははっきりと明示しとかにやいけんのんじゃないねえん、高さで管理するんじゃないら。例えば、何ぼで完了になつとる。ほんなら、その完了時点の目安というもんがやっぱり何ぞ高さ的なものはちゃんと出しといて、へえでやっていかんと。

○環境課長（黒田靖之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、黒田課長。

○環境課長（黒田靖之君） 計画図面でこれ5メートル、これは現状の処分場の肩が5メートルということで、仕上がりについては若干かまぼこ形に、この雨水の関係もあつたりしますんで若干、中心部が少し盛り上がるような形での最終の仕上がりになります。ですから、その当然、計画の高さというのは計画図面でしっかりそこは押さえられておりますので、それを絶えず事業をやりながらその高さは確認していくということで、最終部分の仕上がり点というのは確認できるという形、管理するという形になつとります。

○委員長（福木京子君） よろしいか。

○委員（行本恭庸君） よろしい。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 済いません。エスクさんは非常に地域の皆さんに対して地域に対する還元というか、一生懸命、地域活性化のために事業者としてやってきた歴史があります。そういう意味で、区長さんを初め地域の方は今さら逃げられたら困るという部分と、それからあれだけ一生懸命やってくれるという部分と、非常に言ってしまうと負の部分を受け入れたがための苦しい選択だと思うんですが、地域の方はとにかくやらせてほしいということをお願いしてまます。一生懸命、説明も来てくれます。彼らが今言ってるのは、アスベストを入れたいと。一番今、行く当てがなくて、彼らが言うにはアスベストが一番安定してると、熱が加わったりしな

い限り、飛散しない限りは。そういう処理もしたものを入れるのだという説明を一生懸命されただけ、県はこのアスベストのことについて当然、入れるものは申告してるんでしょから、エスクさんも、それは知見的に安全だと判断して了解をしてると思っていいんですか。県も安全の判断があったと思っていいんですね。要するに、よすががないわけですよ、アスベストを埋め立てるという事業はリスクがないのかっていうことが。そのことについて、県の判断があったと理解していいんでしょうか。

○環境課長（黒田靖之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、はい、黒田課長。

○環境課長（黒田靖之君） アスベストの関係になりますけど、とりあえずこの廃棄物処理法で埋め立てれる品目というんですか、そういったものが定められているものを当然埋め立てていくわけですけど、この廃石綿の分は分解しにくい、しないというんですか、形状というんですか、物質的なもので安定性があるという部分で、こういったものが最終処分場で埋め立てられても適正に処理することによって下流域へ影響はないというふうな認識のもとでこれが許可されてますんで、これについて問題点が発生するようなことはないと思います。

○委員（原田素代君） 重ねて確認したいんですが……。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） アスベストが入るということを知った上で、県は安全だと判断してるというふうに理解していいのですね。

○環境課長（黒田靖之君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、黒田課長。

○環境課長（黒田靖之君） はい、結構だと思います。

○委員長（福木京子君） 他にありませんか。

○副委員長（丸山 明君） ちょっといい。

○委員長（福木京子君） はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） 確認をちょっと1件だけさせてください。

ここにきょう、経過で今いただいている分に、埋立量のところを括弧書きで今回の申請は4万1,305、括弧で39万5,000というふうに書かれてる部分が、これが前回までの許可埋立量というふうに理解したらよろしいんですね。

○環境課長（黒田靖之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、黒田課長。

○環境課長（黒田靖之君） この括弧書きの部分は最終的な量です。ですから、4万……。

○副委員長（丸山 明君） 今、許可になってる分。

○環境課長（黒田靖之君） 許可になっている分に今回、4万1,000を加えたものが39万5,000、これが最終量になります。そういうふうなことで理解をお願いいたします。

○副委員長（丸山 明君） ありがとうございます。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） それでは、この件についてはこれで終わりにしたいと思います。
時間がまだありますね。

ほったら次にまず、進捗状況のほうの説明を先に済ませますので、保健福祉部のほうの平成26年度事業の進捗状況について説明をお願いします。

○介護保険課長（藤原康子君） はい、介護保険課、藤原。

○委員長（福木京子君） はい、藤原課長。

○介護保険課長（藤原康子君） 第6期介護保険料について説明させていただきます。

保健福祉部の資料とは別冊の第6期介護保険事業計画期間における保険料の設定についてという資料がお手元についてるかと思しますので……。

○委員長（福木京子君） ちょっとちょっと待ってください。皆さんよろしいですか。

はい。

○介護保険課長（藤原康子君） その資料をお願いいたします。

資料の2ページをお開きください。

前回の委員会でも説明させていただいたため重複することもあるかもしれませんが、資料に従い説明させていただきます。

まず、介護保険料の改定ですが、法に従って3年に1期として事業計画を定めさせていただきます。平成26年度は4回の策定委員会を開催し、現在、介護計画案を県に提出し、県が今、審査しております。修正後、3月末には介護保険料も掲載しますので決定してまいります。第6期は平成27年度から29年度となります。介護保険事業計画で定めた3年間の介護給付サービスの量や地域支援事業の量の見込みのうち、65歳以上の第1号被保険者が負担する費用を算出することによって保険料を算出してまいります。

保険料の基準額なんですけども、資料にありますように、第3期は4,100円、第4期、4,200円、第5期、4,850円、現在、4,850円でございます。

このたびの保険料設定で国が示す取り組みですが、資料3ページに移ります。

①、国が示しています第5期標準段階設定は6段階でしたが、このたびは9段階ということで見直されました。

②低所得者対策の強化ですが、資料にありますように、平成27年4月から消費税による公費を投入して低所得者の保険料軽減を行うこととなります。消費税率10%への引き上げが延期されたことに伴い、平成27年、28年度は特に所得の低い新第1段階を対象といたします。消費税率10%への引き上げが行われる平成29年度からは、新第1段階から新第3段階までの市民税非課税世帯全体を対象として実施される予定です。

資料4 ページをお願いいたします。

③弾力化についてですが、資料にありますように、第6期においても国が示します標準9段階の負担能力に応じた保険料賦課の観点から、地域の実情に応じて保険料負担段階の第6段階以上の多段階設定の実施が求められていて、第6期計画では市民税課税者かつ合計所得額が400万円以上の人を対象とした第10段階、600万円以上の人を対象にした第11段階を新たに赤磐市は設けたいと考えております。

諸計数の変更についてです。負担率の変更についてですが、50%の国、県、市の公費負担は変わりませんが、第1号被保険者負担割合が21%から22%へ、第2号被保険者負担割合が29%から28%に変更されます。これは、高齢者が増加し、人口構成の割合が変化したことへの対応であり、高齢者1人当たりの負担をふやす趣旨ではございません。課税層の基準所得金額については、新第1段階から新第4段階までの軽減分と新第6段階から新第9段階までの増加分が全国ベースで均衡にするように設定することとされております。

5 ページですが、財政安定化基金は、この第6期に関しては交付はございません。

次に、介護給付費準備基金の取り崩しについてですが、資料に示していますように、平成26年度末のこの基金の見込みとしては1億3,000万円が基金残高となるかと思っております。この第6期には3,000万円を取り崩そうと考えております。

6 ページですが、介護報酬の改定についてです。改定率は、マイナスの2.27%です。

このような状況から、資料の次のページにA3サイズの資料、第6期介護保険料算定資料をつけさせていただいております。そのほうをごらんください。

前回の委員会では、同じような資料で第6期保険料の基準額を年額7万2,000円、月額6,000円で新たに設けます11段階までの金額のほうをお示しさせていただきました。さきに説明しましたことを試算いたしまして、第6期につきましては資料のとおり、基準額を年額6万9,600円、月額5,800円をお願いしたいと考えております。第5期から比べますと、月額につきましては950円の増額となります。

資料の次の用紙、表題が第6期介護保険料と示しておりますA3サイズの資料をごらんください。

このたびの保険料の増額につきまして説明させていただきます。

介護保険制度は、40歳以上の全ての方が加入して老後の安心を社会全体で支え合う制度です。高齢社会を迎えた私たちの周りでは、寝たきりの方、認知症の方、介護を必要とする方が年々やっぱりふえております。介護保険は、介護を必要とする方のための費用や介護が必要な状態になることを予防するための費用を社会みんなで負担し合う制度です。今回の改正では、介護保険の利用者の増加による給付の増加により、保険料の増加が見込まれます。

この資料の1 ページですが、第1号被保険者の介護保険料負担割合については、先ほどもお話ししたとおり22%となります。高齢者人口が増加しておりますので、第2号被保険者との割

合が変わりました。

保険料の決まり方ですが、額は市の被保険者が利用する介護サービス量を反映した金額になります。資料にありますように、高齢者の推計、認定者の推計でもおわかりのように、数値は年々増加してまいります。それに伴い、資料2ページにあります棒グラフにありますように、給付費も比例して増加してまいります。サービスの見込み、給付費の見込み、また地域支援事業費の見込みは、文章と書いておりますが、御参照してやってください。

保険料の設定は、資料の計算式にあるように、費用額、割合等数字を入れまして算出されてまいります。第6期につきましては資料のとおり、先ほどもお話しいたしました、基準額は年額6万9,600円、月額5,800円をお願いしたいと思います。

介護が必要になるのは限られた人だけではなく、誰にでもその可能性があり、リスクがあります。このようなリスクを多くの人で負担し合い、万が一、介護が必要になったときにサービスを受けられるようにする制度です。介護が必要になったときに、現在は本来の費用の1割が個人負担でサービスが利用できます。この介護保険制度は、社会保障の制度であることを御理解していただき、よろしく願いいたします。

なお、この第6期介護保険につきましては市民の方々には広報あかいわ5月号にも掲載させて広報させていただく予定とします。

以上、介護保険課からの報告を終わらせていただきます。

○委員長（福木京子君） 説明が終わりました。

これについて質疑がありましたらお願いいたします。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 今、未納の分、未収金の分、現状でわかる範囲で、だから毎年度の未納でもいいんですけど。要するに、未納分ってふえてるんですか、そんなにふえてないんですかっていう、保険料は。

○介護保険課長（藤原康子君） はい、委員長、介護保険、藤原です。

○委員長（福木京子君） はい、藤原課長。

○介護保険課長（藤原康子君） 未収金につきましては、済みません、ちょっと今、資料を持っておりませんので正確な数字を申し伝えられないんですけども、金額的には余り微増的なところがあるのかなとは思いますが、徴収といたしましては平成24年度よりも25年度につきましては数%ふえておりますので、未収金の金額はちょっとお伝えできないんですけど、納付してくださる割合は24年度に比べて25年度は数%ですが、ふえております。ふえておりますといいますが、八十七、八%なんですけれども、年金から徴収させていただくのと普通徴収と合わせまして88%ということで、県下でいきますとやや悪いところにはちょっとあります。小さな町になりますと、大体が95%とかいくんですけども、やはり大きい市町になりますとちょっと90%を切るところで、僅差なところに自分たちの市もあるかと思います。未収金はちょっと

微増なのかなという感覚です。

以上です。

○副委員長（丸山 明君） はい。

○委員長（福木京子君） 原田委員、いいですか。

はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） 1点お尋ねします。

もう詳しくはわからないと思うて、要支援1、2っていうのがちょっと新聞紙上等でも話題になったと思うんですが、実際にこれがたしか今年度、27年度ぐらいからそういうことになっていくのかなというに認識してるんですけど、要支援の実際に該当者は今年度、27年度で726人になってます。こういう方に対する今までのサービスと変更になることについての処置というのはどのようにお考えなのか、簡潔で結構ですが、お考えをお願いします。

○介護保険課長（藤原康子君） はい、委員長、介護保険、藤原です。

○委員長（福木京子君） はい、藤原課長。

○介護保険課長（藤原康子君） 要支援1、2につきまして、丸山委員さんからの御質問については日常総合事業の変更のことだと思うんですけども、その総合事業につきましてはうちのほうもヘルプ事業だとかデイサービスにつきましては事業の準備等がこの27年4月には間に合いませんので、それを準備していく段階で、本来その事業を今までの給付事業から市が行っていく事業の新しい地域支援事業に移行するのは29年4月からとしております。ですので、準備ということに関しての御質問だったと思うんですが、これにつきましては今も介護保険の策定委員会等々でもどうしていくかということで方針を考えてまいりました26年度でございますが、27年、28年にいろいろと検討をしてみたいと思います。

そしてもう一つ、つけ加えれば、この26年度につきましては介護事業者の方とやっぱり共同していろいろとやっていかなくちゃいけないので、1月、ちょっと勉強会を介護保険主催で事業者の方のヘルプ事業者の方、デイの事業者の方とともどもやっております。前回ちょっと全体の勉強会を一度やりまして、前回、ヘルパー事業所の方に来ていただく勉強会とか意見交換会、デイのサービスの事業の意見交換会をして、順次ちょっとこれをというのはまだまだお示しはできませんけれども、今、検討はしている段階でございます。

以上です。

○副委員長（丸山 明君） わかりました。

○委員長（福木京子君） 他にありませんか。

ちょっと私のほうが、段階をふやしてできるだけ保険料を下げようという努力は認めるんですけども、値上げが950円ですよねえ。

○介護保険課長（藤原康子君） はい。

○委員長（福木京子君） だから、相当の値上げ幅になってきて、もうこれ以上なかなか払え

ないと。低い年金からそれだけ引かれてくるわけで大変な厳しい状況になるんですが、何か基金の1億3,000万円を3,000万円取り崩すということなんですが、これの考えはどうして。もっと取り崩すとかというような考えもあるけど、そういうことはどういうふうと考えられとんですか。

○介護保険課長（藤原康子君） はい、委員長、介護保険、藤原です。

○委員長（福木京子君） はい、藤原課長。

○介護保険課長（藤原康子君） 1億3,000万円あるので、委員さんからの御質問は全部投入してはどうか……。

○委員長（福木京子君） 全部は……。

○介護保険課長（藤原康子君） というところの検討とか、いろいろどのくらい入れるのかというところかなと思うんですけども、この介護保険料の分と給付のバランスを考えたときに、3年後につきましてこの月額5,800円で計算いたしますと、約3,000万円を投入するととんとん、第7期につきまして約1億円、基金がプールできるなっているところがあります。なぜその1億円かというところについては、今回、在宅の支援のことで第6期はこれから頑張っていこうとしとります施設整備についてがちょっと計画書にも載せさせていただいておるんですけども、小規模多機能施設が今、赤坂地域と山陽地域に1カ所ずつございますが、熊山、吉井地域にはございませぬ。山陽地域は人口割にすればまだまだそれは必要かと考えておりますので、第6期は施設整備につきましてを小規模多機能の施設をその3カ所につくられたらということに思っております。ただ、皆さん御承知のように、テレビ、紙上にも言われておりますけれども、介護度の高い方が多くおられて施設に入りたいけれどもってというようなニュース等もあるかと思ひます。そうなってくると、第7期、3年後ということにつきましては資料等にも、済いませぬ、今回の資料にはないんですけども、平成32年とかその先にはまだまだ高齢者の方々がふえてまいるという推計があります。そうやってきたときに、第7期に施設整備がやむを得ずやはり必要になったときに、そのときに保険料というものがまた多分に上がってくる可能性がありますので、やはり今できることはというところで3,000万円ということのところで、1億円程度は第7期にということの思った次第です。ちょっとそういうやはり第6期だけを考えればいいのではなく、これはまだ介護保険制度というのは延々と続いていて、2025年等々の団塊の世代が85になられるときまでをどのように持っていくかという長い将来のことを思っ第6期も計画をしていきなさいということが国、県からの指導でもございましたので、そういう財政面のことも考え、保険料のことも考えということで皆さんと相談をして、3,000万円が妥当かということで出させていただきました。

以上です。

○委員長（福木京子君） わかりました。考えわかりました。

これは保険制度の矛盾がまた国保と同じように出てきて相当上がってくると思うんですけど

ど、払えない人もふえてくると思うんですけど、やはり国に対しての意見というのはしっかり上げていただいて、保険が健全な保険でみんなが払うのはできるだけ安く、それである程度、国が責任持ってもらわないともう続いていかない保険制度だと思いますので、それはしっかり意見を上げていただきたいということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

はい、藤原課長。

○介護保険課長（藤原康子君） はい、委員長、介護保険、藤原です。

○委員長（福木京子君） はい、藤原課長。

○介護保険課長（藤原康子君） 御意見のほうありがとうございます。

1点、済みません、先ほど言ったことでちょっといろいろと話をして。

2025年に団塊の世代の人が85と申しましたが、75であって、ちょっと介護保険のほうはその方々が85になるその先々までを思ってたので、済みません、ちょっと年号等を間違っております。失礼いたしました。

○委員長（福木京子君） わかりました。

よろしいですか、他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） ほったら、これは終わります。

次に、説明をお願いします。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい。

○子育て支援課長（国定信之君） 子育て支援課、国定です。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 子育て支援課から子ども・子育て支援の新制度施行に伴います利用者負担、来年度からの保育料の設定について説明をさせていただきます。

資料につきましては、保健福祉部の資料の1ページ、2ページになります。

来年度からスタートする新制度での利用者負担、いわゆる保育料の設定につきましては、世帯の所得の状況及びその他の事情を勘案して、現行の保育料の水準をもとに国が政令で定める金額を限度として市町村が定めることになっております。国は先月中旬にこの限度額を最終的に決定したことによりまして、本市といたしましてもこれをもとにこちらのページにありますような保育料案を設定をいたしております。

この第1ページをごらんください。

これが保育料の月額表になります。

一番左側の表、①の国の新基準と書かれておりますが、これは国が決定した限度額でありまして、第1階層の生活保護世帯等から第8階層の所得割課税額39万7,000円の8階層となっております。また、階層の区分は、現行では所得税額による区分になっておりますが、来年度か

らは市町村民税、この中に所得割課税額というんがありますが、これは市町村民税の所得割ということで見ていただけたらと思いますが、その区分に改正がされます。その右側には対応する推定年収額が示され、その右側に満3歳未満と3歳以上の区分で保育料の限度額をあらわしております。この表の中で少し見づらいんですけど、上段上側の数字につきましては保育標準時間、保育が11時間という利用限度額が設けられておりますが、標準時間の保育料でありまして、下の括弧書きの中には保育短時間、8時間の限度額を示しております。これが最終的に決まりましたので、これをもとにその右側に赤磐市の現在の保育料を表示しております。現在の本市の保育料につきましてはこちらの額になるわけですが、合併当時に定めたものをずっと継続しておりまして、この中で本市の保育を利用されている世帯が多いのは第4と第5階層でございます。これ国と現行の赤磐市を比較いたしますと、本市の現在の保育料はそれぞれ額が対応しているのを見ますと、国基準の約40%から60%程度に設定をされておまして、岡山県下でも水準が低い保育料となっております。

このような現状をもとに、③のほうに平成27年度新保育料、こちらの表については保育標準時間を書いております。それから、一番右側の④には保育短時間について、それぞれ満3歳未満と3歳以上に分けて新しい保育料の案を表示しております。

この設定に当たっての考え方といたしましては、先ほど申しましたように現在、県下で低い水準が維持されておまして、今回もこの改定において利用世帯の負担が激変しないよう現状の水準とするとともに、現行の階層区分については国の基準のとおり8階層に設定しておりますが、従来から収入がわずか増加しただけなのに階層が1段階上がったりする、それによって保育料が大幅に増加するという懸案事項が長年ございまして、今回それを是正するために近隣の市と同様に階層を増加させて、全体でこの③の表がありますように16階層を定めております。

また、④の新保育料の保育短時間の保育料につきましては、国の政令で標準時間認定の98.3%の設定だということが示されておまして、本市においてもおおむね標準時間認定の1.7%減という程度で設定をしております。この4の保育料の下にパーセント表示をしているのが標準時間認定の保育料との差のパーセント、設定ではおおむね1.7%程度というふうなことで設定をしております。

それから、ちょっと前後するんですけど、③の新保育料の右側には現行の保育料と新保育料の差額を表示しております。例えば、赤磐市現行の満3歳未満の利用者で第5段階の世帯につきましては3万円ですが、③の新保育料ではこの第5段階が第10から12の3階層に、3区分になりまして、この中で所得割の額によりまして3段階に分け、一番、10階層の区分にされれば現行より2,000円安く、それから12階層の区分になれば3,000円アップするというふうな形で階層のほうを設定をしております。

また、この新保育料の体系によりまして、現在の園児と世帯のデータでこの新しい体系で保

育料を推計したところ、保育料の総額の額については右下に表示しておりますが、月額2,254万2,100円となりまして、現在の現行の体系で計算した額より、その下に増減額とありますが、14万4,700円の増加というふうに計算上にはなりません。ただ、現行制度にはないこの先ほど言いました保育短時間認定となる保育料の減額もこの計算には入れておりませんので、実際にはその減額がなされるということになれば保育料総額としても現行どおりになるものと見込まれます。

それから、補足になりますが、現在設定されている減免制度、小学校就学前の範囲においてこういう保育所を利用する方については、年長の子供から順に2人目は半額、3人目は無料になるという減免制度、それからひとり親世帯や在宅障害者がいる世帯等についての減免につきましては現行どおり引き続くというものは残っていきます。

新しい新制度については以上ですが、2ページ目に県内の主な市の利用者負担、保育料の表をつけております。一番上の新制度の保育料案ということで、本市の新しい案と現在、ホームページ等で確認された岡山市、玉野市の新制度の保育料案、それから真ん中より下には近隣の現行の保育料の体系を示しております。現行の制度は、所得税の額による区分になっているために新しい保育料の表と比較することはなかなか難しいんですけど、このカラー刷りで色でしておりますので、同じ色であれば同階層に相当するという視点でござんいただければいいかと思えます。他の市町村についてはまだつかめておりません。

最後に、この利用者負担保育料の規定につきましては、赤磐市立保育所条例のほうで保育料の徴収と保育料の算定について改正した上で、保育料のこの額につきましては従来どおり規則のほうで制定することとしています。今後、その規則の制定の後、早急に保護者や施設、そして事業者等への周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、長くなりましたが、説明といたします。

○委員長（福木京子君） 説明が終わりました。

これについて質疑がありましたらお願いします。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） この保育料というのは、要するに幼稚園の分も一緒にいいんですね。幼稚園もこれと、要するに幼稚園の場合と保育園の場合の、ここで言う保育料というのは統一しているものと理解していいんですね。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長、子育て支援課、国定。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 本日このお示ししましたのはいわゆる保育園に関する保育料でありまして、幼稚園につきましては別途定めるものということになっております。

○委員（原田素代君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） そうすると、子ども・子育て支援制度でこども園をとりあえず赤坂でやろうとしてますが、ここで言う短時間保育というのはいわゆるこども園で幼稚園型を望む保護者の短時間に対する保育料というふうに理解したらいいの。だから、この新しい制度の中で料金はどんなふうに考えていくのかなっていうのをちょっと大づかみのとこを説明していただけます。

○子育て支援課長（国定信之君） はい、委員長、子育て支援課、国定です。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） この本日示しました保育料というのは保育標準時間と短時間っていうのがございまして、これはいわゆる保育園でのものであります。いわゆる幼稚園につきましては幼稚園のほうが別にそれは定めるということで、この表ではなくて別のものでも定めるということになります。

それで、先ほど言われました認定こども園につきましては幼稚園と保育園と一緒に併設されるということになりますので、幼稚園的に使う方につきましては幼稚園の利用の料金が適用されていくというふうに考えていただけたらと思います。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 濟いませぬ、すごく初歩的なことがわかってないなっていうのを自覚したんですが、民間幼稚園と公立幼稚園ありますよねえ。その料金は、基本は民間も公立も一緒ですよええ。今後、こども園をやっていく上で民間の保育園と公立の保育園が一緒になる場合もあり得るわけでしょ、要するに幼稚園と保育園の。だから、そういう事業形態が今後一緒になっていくときに保育料というか、幼稚園の場合、保育料っていわないのか知らないんだけど、その料金っていうのはここで言う時短、短い保育の場合の計算式と幼稚園が統合したことによって従来の幼稚園の預かり時間とのその整合性をどうしていくんでしょうねえと、今後ということを知りたいんです。

○委員長（福木京子君） 質問のほうもちょっとわかりにくいんですが……。

○委員（原田素代君） いやあ、結局、今これが問題になってるわけですよ。これに向けてこの料金っていうのが考えられているのだと思うんです。あ、ごめんなさい。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 委員長、原田です。

○委員長（福木京子君） はい。

○委員（原田素代君） だから、これとは全然別個に今回見直ただけですよっていう話じゃないわけで、この制度に向けて今これを出してるわけですから、そこの今後どういうふうにしていくんだらうかということがわからないと聞いてるんです。

○委員長（福木京子君） ちょっとそしたら休憩にしましょうか、ちょっと1時間過ぎました

から。いいですか。いいです。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） 何分まで、20分まで休憩いたします。

午前11時8分 休憩

午前11時18分 再開

○委員長（福木京子君） それでは、休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

○介護保険課長（藤原康子君） はい、委員長、済いません、介護保険課藤原で、先ほどの件でちょっと修正を一部させていただきます。

○委員長（福木京子君） はい、藤原課長。

○介護保険課長（藤原康子君） 先ほど御質問にいただきました未収金のことのときに、ちょっと回答で一部修正願います。

先ほど保険料の徴収のパーセンテージを、済いません、私のほうがちょっと間違っておりました。

25年につきまして、赤磐市は88.7%、県平均も88.8ぐらいなんです。先ほど普徴も特徴も合わせまして八十七、八という数字を言ったんですが、普徴が88.7%であって、もちろん特徴が100%でありますので、普徴、特徴合わせまして昨年度につきましては98.9%です。大変済みません、ちょっとパーセンテージを間違っておりましたので修正させていただきます。

以上です。

○委員長（福木京子君） 答弁ありますか。

○子育て支援課長（国定信之君） はい、委員長、子育て支援課、国定です。

○委員長（福木京子君） はい、はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 先ほどの原田委員さんの質問についてお答えを申し上げます。

保育料につきましては、系統的なところから説明をいたしますと、先ほどお持ちになられた資料にもあると思うんですけど、この利用者につきましては1号、2号、3号と認定者の方がおられると思います。1号認定につきましては主に幼稚園を利用される方、2号認定については保育のほうを利用された3歳以上の方、それから第3号については保育のほうを利用された3歳未満の方ということで、この3つの認定があるかと思えます。これらの認定別にそれぞれ料金をつくるというものでありまして、今回、保育料のこの提示いたしましたものにつきましては第2号認定と第3号認定の、その中でもまた標準時間と短時間という2つのほうがあってややこしくはなるんですけど、そういった2号、3号の保育料について定めているものがあります。また、これにつきましては保育園のほうが公立であろうと民間であろうとこの額が共通して使われるものということになりますので、施設により差のほうはございません。

それから、1号認定の幼稚園につきましても別に定められておるということで、そちらにつ

いてもきょうの説明の中でもいたしましたように国の基準が定められておまして、上限額のほうが示されておりますので、それをもとに決定していくということもありますし、またこの保育園の利用についてもそういったとこ、保育料についての整合性についても今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（原田素代君） 大体わかりました。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

他にありませんか。

ちょっとごめん、1つ。

標準と、それから11時間と8時間のこの仕分けというのはどういうふうに。保護者が要望してあれするのかどういふふうな仕分けになるんか、ちょっとそこを教えてください。

○子育て支援課長（国定信之君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） その認定については、標準時間か短時間かっていうのは、その利用世帯の就労状況とか家族構成によってその辺は定められるものになってきます。

○委員長（福木京子君） わかりました。

それからもう一つ、濟いませぬ、保育料のを決めるのに所得税割から市町村民税の所得割に変えたということなんですが、これはどこがどう違ふようになるんですか、ちょっと説明があったと思うんですけど。

○子育て支援課長（国定信之君） はい。

○委員長（福木京子君） 有利になるんですが、それがこうなって。どうなるんじやろうか。どう違ふようになるん。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 子育て支援課、国定です。

○委員長（福木京子君） はい。

○子育て支援課長（国定信之君） どちらが有利ということ……。

○委員長（福木京子君） ではないん。

○子育て支援課長（国定信之君） ではございませぬ。階層についてはこの表がずっと右側と同じようになりますんで、ただ区分が市町村民税の課税を使うということになるということと……。

○委員長（福木京子君） するということですね。

○子育て支援課長（国定信之君） あと一つ、メリットといたしましては、所得税については国税でして、なかなか市町村では把握できないということで、市にとりましてはこれが市の情

報として取り扱えるということで、事務的には非常に効率化できるものと期待しております。

以上です。

○委員長（福木京子君） わかりました。

他によろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） それでは、これで終わりにしたいと思います。

それで次には、続いて2番目、その他に入ってまいります。

時間的にはまだいいですね。

それでは、市民生活部のほうからその他のほうで説明をお願いしたいと思います。

あ、ちょっとややこしいですが、済いません、もう一回、市民生活部のほうに戻っていただけますでしょうか。こちらのほうから説明願ったほうがいいでしょ。

○市民生活部長（小坂孝男君） 委員長、はい。

○委員長（福木京子君） それで、2番のその他のほうで説明をお願いします。

○市民生活部長（小坂孝男君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、小坂部長。

○市民生活部長（小坂孝男君） それでは、資料、市民生活部の関係、5ページからごらんいただきたいと思います。

3月の定例議会のほうに提案いたします議案等について簡単に説明申し上げます。

まず、5ページ、6ページですが、人権擁護委員さんの任期が参りますので、6月30日をもって満了となりますので推薦をいただくということでございます。4名の方で、5ページには新任の方お二人、鳥羽さんと山本さんには新任でお願いしたいと思います。それから、6ページのほうには再任ということで、現在の内田さんが今1期目、それから井上和也さんのほうが再任で、今4期目をお願いいたしておるものでございます。これは初日の本会議のほうで皆さんのほうに審議いただくということでございます。それから、7ページのほうには、現在の人権擁護委員さんの名簿をおつけいたしております。

それから、8ページになりまして、これも本会議での報告事項ということで、昨年12月のこの委員会のほうで報告させていただきました、山陽団地の1丁目の中で環境センターの車の事故について報告いたしました。示談が成立いたしております。そのことについて御報告いたします。

それから、9ページになりまして、条例改正でございます。

赤磐市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例ということで、現在、本条例の対象施設は6施設ございますが、その中で仁堀東区民館がこの3月31日を持ちまして指定管理の期間が満了となります。そしてまた、建設に際しましての起債の償還がこの3月1日をもって完了するといったことから、従来から行革の一環ということから地元へ移譲するというので、この

条例から同施設を削除いたすものでございます。27年4月1日から地元のほうへ移譲いたします。

それから、10ページからがこれ補正予算ですが、まず一般会計の補正予算、市民課の関係ですが、市民課の関係では、歳入で県のほうの国民健康保険基盤安定負担金、これが歳入が確定になりましたので入ってまいります。

そして、歳出のほうでいきますと、国民健康保険の特別会計への繰出金ということで、その歳入が入ったものをまた歳出のほうで国保のほうへ繰り出しするというところでございます。補助金の確定によるものでございます。

それから、11ページ、12ページをごらんいただきたいと思います。

たくさん書いておりますが、26年度国民健康保険の特別会計の事業勘定のほうの補正予算でございます。

これは、国からの補助金の確定、それからもう一つ大きな要素としましては医療費が不足するというに伴うものでございまして、まず11ページの歳入のほうで大きいものとして、左の一番上のほうにあります①の療養給付費等負担金の追加交付申請ということで、これは医療費に対する国の補助金でございます。8,065万8,000円が追加になるということでございます。

それからあとは、減額となりますのは補助金等の確定によるものでございまして、⑨番、一般会計の繰入金につきましては3,292万3,000円、これは法定分でございます、先ほど申しましたように一般会計からの国民健康保険基盤安定負担金、そういったことが確定しまして、国、県、市の持ち分を合わせまして歳入となるということでございます。

そしてもう一つは、職員給与費等の関係が決定になりました。マイナス126万4,000円、それを全部合計いたしまして3,292万3,000円の合計でございます。

それから、12ページのほうへ行っていただきまして、歳出のほうでございますが、これも大体、支払い先の金額が確定したということで、その中で一番大きいのが④にございます保険給付費、1項療養諸費の1目の一般被保険者の療養給付費1億5,965万9,000円が不足するという見込みでございますので、増額予算といたしております。

それから、その下にあります退職被保険者のほうの療養給付費のほうが7,000万円減ということで、退職被保険者のほうは最近では加入者のほうが減少しております。そういった関係から7,000万円の減額ということでございます。

そういったことで、補助金の確定等に伴います増減の補正をさせていただきます。

それから、13ページになりまして、後期高齢者の特別会計でございます。

これにつきましても歳入歳出の中で、歳入のまず①番のところの後期高齢者の保険料、特別徴収と普通徴収でございますが、保険料の見込みが690万円増額になるということで補正いたしております。

それから、②としまして保険基盤安定繰入金、これも一般被保険者の保険料を軽減いたしております。その軽減いたしたものにつきまして県と市で負担をするということで290万1,000円、これも増加となります。

それから、歳出のほうでは、②後期高齢者医療広域連合納付金ということで、先ほどの保険料と290万1,000円の保険基盤安定繰入金、合計したものを納付するというところでございます。いずれも保険料の増額、保険基盤安定繰入金等の確定によりまして増額補正をいたすものでございます。

それから、14ページ以降でございますが、一般会計の補正予算、これはまず協働推進課のほうでございますが、歳入のほうでは、補助金の住宅新築資金の補助金の確定によります15万円、それから歳出のほうでは、地区集会所の補助金の関係、これ確定いたしましたので85万円の減額、それから一番下のほうにございますのがコミュニティ関係事業ということで、協働関係の謝礼が全部確定いたしまして25万円の減額というものでございます。

それから、15ページ、環境課のほうの一般会計の補正予算では、歳入では、補助金の確定により25万円、それから歳出のほうでございますが、①番、和気北部衛生施設組合等の負担金が確定いたしまして155万1,000円、それからその下の委託料でございますが、入札残によりまして201万5,000円、それから一番下の段の塵芥処理費、これは環境センターのいろいろな委託料が確定いたしております、今後の見込みも含めまして全体で委託料4,800万円程度減額いたしております。

それから、16ページ以降でございますが、27年度の新規及び重点事業ということで申し上げますと、まず市民課のほうでは一般会計の住民基本台帳でございますが、これは社会保障・税にかかわる番号制度ということでございます。平成27年10月から個人番号の付番が実施されて、28年1月から行政機関において個人番号の利用が開始されるということでございます。具体的には、10月からJ-LISということで地方公共団体情報システム機構、そういった機構を通じまして全住民に世帯単位で個人番号の通知カードを送付いたします。それを受けまして、来年の1月からは住民からの、市民の方からの申請に応じて個人番号カードを交付するというところでございます。それに伴いまして個人番号交付通知書を個人の方に郵送するというところで、市民課のほうで事務を行います。ただ、郵券料につきましては総務課の一般管理費に計上いたしておりますので、そこに上げさせていただいております。

それから2点目としましては、国民健康保険の関係ですが、①のデータヘルス計画、これは市のほうで保有いたしますレセプトであるとか特定健診の結果、そういった情報を活用しまして被保険者の健康づくり、疾病予防、重病化予防、そういったものを効果的、効率的に行うための事業計画ということで、今年度、データヘルス作成委託料421万2,000円を計上いたす予定でございます。

それから、②、③は従来からしております特定健康診査の充実、それから③番は後発医薬

品、ジェネリックの医薬品の通知ということで、これは26年度から取り組んでおります。

それから、④番、最後でございますが、国保の関係で保険財政共同安定化事業ということで、これは共同事業につきましては県内の国保の医療について一定の算定方式によりまして市町村が相互に拠出し、医療実績によりまして交付金を受け取るという仕組みでございまして、今年度までその制度ございましたが、それはレセプト1件当たり医療費が30万円を超えたものを対象としておりましたが、来年度からはこの額を1円以上の全ての医療費を対象とするということになりました。

したがいまして、こういったことから一番下でございますように、対前年度比で6億8,353万1,000円増となります。全体の予算額では、昨年度と比較しまして8億円程度ふえまして58億円余りの予算規模になるということでございます。これは全国的な制度改正によるものでございます。

それから、17ページ、はぐっていただきまして、協働推進課のほうでございますが、これは一番上のほうにございます昨年制定いたしました人権尊重都市宣言を受けまして、市民にわかりやすく人権について説明いたしました啓発用のリーフレットを作成いたします、16万円。

それから、新規としましては、中段のDV被害者等緊急一時保護の消耗品5万円、それから一番下でございますDV被害者等の支援活動補助金45万円、そういったものを新規として計画いたしております。

それから、一番下の段でございますが、協働関係でございますが、先ほども課長のほうから申し上げました28年度、提案事業というものを行いますが、今年度につきましてはその準備ということで、提案事業の審査委員会の委員ということで5万円の謝礼、それから協働のまちづくりフォーラム、これは全市的に行います謝礼、それから先ほども説明いたしました協働のまちづくり検討委員会の謝礼ということで、それぞれ報償費を計上いたしております。

それから、18ページをはぐっていただきまして、環境課の関係ですが、通常環境センターの維持管理はもちろんでございますが、ごみ処理基本計画等の策定ということで、この基本計画費としまして771万7,000円、これごみ処理基本計画は平成23年度から平成37年度までの15年間の計画期間で策定いたしております。策定後5年が経過しまして、施設、それから分別区分など内容が現状と異なっているといったことから中間的な見直しを行うものでございます。また、これとあわせまして循環型社会形成推進地域計画、平成21年から27年までの7年間で策定いたしておりますが、27年度で終了するというので、新たに28年度から第2次地域計画を策定いたします。そういったことの費用としまして771万7,000円を上げております。

以上が新規の事業でございます。

以上、簡単でございますが、市民生活部関係の3月上程議案について説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（福木京子君） 一応説明が終わりました。

これは補正予算の関係ですから3月議会でやるんですが、どうしてもちょっと聞いとったほうがいいというんがあれば。

はい、はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 2点教えてください。

16ページの基本台帳関係ということですけど、これはマイナンバー制のことですよ。何でそういう表示をしないのかなってというのが1つわからないのと、たしか二、三日前の新聞で、これおくれて28年ですか。何か新聞に1年おくれるっていうな記事が二、三日前、出たけど、おくれて28年かな、ちょっとその確認。それから、何でマイナンバー制ということを取り上げないのか。いつか国民総背番号制などとも言われて余り評判はよくなかったんですけど、ちょっとそういう名称を書いてくれないと非常にわかりにくいですよ、私たちは。

もう一つ目は、17ページのDV被害者等支援活動補助金っていうのが、ああ、ようやく出たなあとと思ったんですが、これは一体何の補助金なのでしょうかと、それから制度的に何かおつくりになる予定があるのでしょうかということ、この2つを教えてください。

○市民課長（作本直美君） はい、委員長、市民課、作本です。

○委員長（福木京子君） はい、作本課長。

○市民課長（作本直美君） 先ほどの御質問ですが、一般的にはマイナンバー制度という言葉で皆さんは親しみがあると思います。一応こちらへ出させていただくときには正式な制度名を書いたほうがいいのかと思ひまして書かせていただきましたが、複雑にありますが、こちらマイナンバー制度のことです。

それから、二、三日前の新聞、ちょっと私、目を通しておりませんが、ここ何年かは28年で進めるということに、1月からということにはなっておりますし、ここに来て変更ということとは特に何も伺っておりません。よろしいでしょうか。申しわけありません。

○委員長（福木京子君） あと。

○協働推進課長（新本和代君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、はい、新本課長。

○協働推進課長（新本和代君） DVの被害者の支援の補助金の件でございますが、この件に関しましては赤磐市で委員会でも申し上げましたが、庁内組織でDVの被害者を支援しようということで取り組んでおりましたが、やっぱり市の職員は専門的なこともまだまだ身につけていないということで、実は岡山市内で民間のシェルターをされている、10年以上、NPOで活躍されている方のシェルターと、それからその運営費とかいろいろありまして、そこに対する補助金45万円を計上しております。それに関しましては、赤磐市のDVのコーディネーターとか、それからできればこちらのほうに来てDVの被害者の相談にも当たっていただくように今、調整中でございますが、そういうところのNPOさんに対する支援の45万円でございます。これは要綱をつくりまして制定しておりますので。

○委員長（福木京子君） 余り深くはちょっと、ざっと。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 予算のことじゃないです。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） とてもいいことですが、ちょっと変わった方法だなあと、民間、NPOとの。だから、要綱をつくるっていうのは、補助金だから要綱でいいのかな。要するに、こういう細目についてお願いします、だから45万円という、そういうやりとりを、要綱ができるんですね。

○協働推進課長（新本和代君） はい。

○委員（原田素代君） できたんですか。

○協働推進課長（新本和代君） もういたしました。

○委員（原田素代君） あ、そうですか。

○協働推進課長（新本和代君） はい。4月1日の施行ということで。

○委員（原田素代君） あ、そうですか。

○協働推進課長（新本和代君） はい。

○委員（原田素代君） わかりました。

○委員長（福木京子君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） そしたら、ないようですので、次に保健福祉部のほうのその他の説明をお願いいたします。

○保健福祉部長（石原 亨君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） それでは、保健福祉部の資料に基づいて説明をさせていただきます。

まず、済いません、資料の訂正をお願いしたいと思います。

表紙でございます。

表紙の一番下の(5)訪問看護ステーション事業特別会計の補正予算でございますが、特別会計の後に補正予算という文字を入れていただければと思います。申しわけございません。この後、数カ所また訂正をお願いするところが出てきますが、説明の中でお願いをしたいと思います。

それではまず、3月議会提案予定の案件につきまして説明をさせていただきます。

(1)の条例の制定及び一部改正についてでございます。

○委員長（福木京子君） 3ページですね。

○保健福祉部長（石原 亨君） 制定が3件、一部改正が6件ということで、9件の案件を提

案させていただきたいと思ひます。

ページが3ページでございます。

まず、①赤磐市立保育所条例の一部を改正する条例でございます。

公立保育園の保育料につきましては、児童福祉法第56条第3項の改正によりまして、新たに条例において保護者の保育料納付と保育料の額について定める必要が出てきたということから、この条例に追加して規定をするものでございます。

続いて、②でございます。赤磐市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例でございます。

従来の保育の実施基準につきましては、児童福祉法第24条で市町村の条例で定めるとされておりました。同法の改正及び子ども・子育て支援法第19条第1項第2号の規定によりまして実施基準が内閣府令で定められるということになりましたため、所要の改正を行うものでございます。

③でございます。赤磐市学童保育所条例の一部を改正する条例でございます。

赤磐市放課後児童クラブの利用者の経済的負担を軽減するため、生活保護世帯やひとり親世帯、ひとり親家庭等を対象とした使用料の減免制度を導入するものでございます。あわせて、国の法令等の改正に対応するため、事業の名称、こちらを学童保育から放課後児童クラブへ改正するというものでございます。

④の赤磐市子ども・子育て会議条例でございます。

子ども・子育て支援法の制定を踏まえ、同法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法、その他の子供に関する施策について調査、審議する機関として、赤磐市子ども・子育て会議を設置するというものでございます。従来、次世代育成支援対策地域協議会、この協議会があつてこういう子供の施策等について審議をしておりましたが、27年度からは子ども・子育て会議というところで審議をしていただくというものでございます。

次の⑤から⑨でございます。こちらは介護保険課の関係になります。

⑤でございます。赤磐市介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

先ほど介護保険料につきまして説明をさせていただきましたが、3年ごとに見直しを行うこととなっております介護保険料につきまして、第6期の介護保険事業計画では市民税課税者で合計、次が「取得」となっておりますが、「所得」、「所」に変えていただければと思ひます。所得が600万円以上の人を対象に11段階を設け、基準月額を5,800円とするというものでこういう改正を行うものでございます。また、平成27年4月1日から介護予防・日常生活支援総合事業及び新しい包括支援事業を実施することが定められましたが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の附則の経過措置に基づきまして、市におきましても実施猶予に関する経過措置を追加しているところでございます。具

体的には、要支援1、2対象の介護予防・日常生活支援総合事業につきましては平成29年4月1日から、認知症対策に関する事業につきましても4月1日から行うことというような規定を追加しているものでございます。

次に6番目、7番目の条例でございます。赤磐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、赤磐市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

この2件の条例につきましては、改正前の条例につきまして平成25年度に制定をされております。このたびの改正につきましては、国の基準に準じて行うものでございます。主な改正につきましては、複合型サービスを介護小規模多機能型居宅介護に改め、また指定小規模多機能型居宅看護事業所の登録人員や予定定員につきまして改正を行うものでございます。

次に、⑧でございます。赤磐市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例。

本条例につきましては、これまでは国の法律や省令により全国一律で定められておりましたが、市町村の条例でこれを規定しなければならないということになりましたため、今回新たに制定をするものでございます。

次に、⑨でございます。赤磐市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例。

これにつきましてもこれまで国で一律に定められておりましたが、市町村の条例で定めることとされましたため、今回新たに基本方針、職員に係る基準及び当該職員の員数などを規定するものでございます。

○委員長（福木京子君） 一応ちょっとここであれして、ちょっと済いません、切って……。

○保健福祉部長（石原 亨君） わかりました。

○委員長（福木京子君） これについての条例についてちょっと何かありましたら。

条例についてはありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） ちょっと時間の配分なんですけど、ちょっとこれはもうちょっとありますから、ここで、休憩させて、もうちょっと行ったほうがよろしいですか、休憩させていただきたいと思って。

そしたら、済いません、ここで、休憩といたしまして、1時再開といたします。

午前11時51分 休憩

午後1時0分 再開

○委員長（福木京子君） それでは、休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

保健福祉部のほうでの……。

○保健福祉部長（石原 亨君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、はい、ほしたら石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） はい、保健福祉部長、石原でございます。

○委員長（福木京子君） はい。

○保健福祉部長（石原 亨君） では、引き続きまして、ページ、5ページでございます。

予算の説明をさせていただきたいと思います。

まず、前回の委員会、予算の説明につきましては丁寧な説明をという御指摘をいただいております。今回は議会上程前で概要の説明となりますけれども、今後はできる限り丁寧な説明に心がけていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、5ページの(2)平成26年度赤磐市一般会計補正予算（第5号）につきまして説明をさせていただきます。

まず、民生費でございます。主に今回は決算見込みによります減額をさせていただいているところでございます。

その中で、⑧でございます。利用者増による自立支援給付費事業の給付費等を追加しているというものでございます。2,672万5,000円の追加ということで計上しております。これは、わかたけとか太陽の家などの通所施設への給付、あるいはホームヘルプ、それから入所施設等への給付金を交付するというものでございまして、利用者増に伴う追加というものでございます。

それから、大きな減額としまして、①、②、これは2つの臨時給付金の給付事業でございます。これにつきまして、執行残について減額をさせていただいております。

それから、⑭でございます。保護費でございますが、生活保護人員の減に伴いまして、生活保護扶助費及び事務費の減額ということで5,000万円余りの減額とさせていただいております。

ページ、6ページに移りまして、衛生費でございます。こちらにつきましても、決算見込みによる減額でございます。

大きなもので、⑤の国保診療勘定への繰出金の減額というものがございます。

それから、中段から下でございます。(3)平成26年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、まず熊山診療勘定分でございます。

今回は2,162万3,000円を減額させていただいております。決算見込みによりまして、一般会計繰入金を2,162万3,000円の減額をさせていただいております。

歳出では、今回大きなものが公債費につきまして、当初予算におきましては市民病院時の残った起債償還額を本会計に計上しておりましたが、病院時代の債務については一般会計が承継するということとされたことから、本会計から落としまして一般会計のほうで支払いを行っておるといってございまして、今回、予算額を減額するというものでございます。

それから、佐伯北・是里診療勘定につきましては、予算の増減はございません。歳入の組み替えを行っておるというものでございます。

7ページに移りまして、(4)平成26年度赤磐市介護保険特別会計、その後にまことに申しわけございません、補正予算という文言を入れていただきたいと思えます。補正予算（第3号）について。

まず、事業勘定でございますが、1億490万円余りを減額しております。

歳出で、2番目のポツでございます。保険給付費で、介護施設サービス給付費、こちらを9,962万円減額をしております。これが一番大きなものでございます。それに伴う歳入のほうも調整させていただいて、減額をしておるというものでございます。

続きまして、サービス事業勘定でございます。こちらは672万7,000円を追加いたすものでございます。歳入で、計画費の収入及び前年度繰越金を追加しております。

続きまして、8ページでございます。

8ページの(5)平成26年度赤磐市訪問看護ステーション特別会計、まことに済いません、この後にも補正予算という文言をお願いしたいと思えます。補正予算（第3号）について。

こちらは、予算総額に増減はございません。歳入で、内訳を組み替えを行っておるというものでございます。

それから、(6)でございます。ここからは平成27年度予算の中で主な事業及び新規事業について記載をさせていただいております。

まず、一般会計予算でございます。

社会福祉課の関係でございます。

1番目の丸、2番目の丸の2つでございますが、臨時福祉給付金、本年度、2つの給付金がございます。この2つの事業につきまして27年度も実施することとなったため、予算化いたしております。臨時福祉給付金につきましては、1人6,000円が支給されます。それから、子育て世帯臨時特例給付金につきましては、1人3,000円ということで支給をされるということになっております。

3番目の丸でございます。自立支援給付事業でございます。事業費で6億9,700万円余りを計上いたしております。障害者が地域で自立した生活が送れるよう、自立支援給付を中心とした総合的なサービスを提供するというものでございます。この事業は、年々ふえてきておるものでございます。

次に、障害児施設支援給付事業でございます。5,200万円余りを計上いたしております。障害児のための施設を利用し、通所によるサービスと医療を提供するというものでございます。市内では、こぶしの家等の施設がございます。

それから、一番下でございます。生活保護扶助費でございます。事業費で2億6,000万円余りを計上いたしております。

それから、9ページに移りまして、老人福祉センター耐震化の改修補助事業でございます。事業費で1億8,500万円余りを計上いたしております。

次のレスパイトサービス拡大促進事業でございます。このレスパイトという文言は、休息とか息抜きという意味がございます。事業費で360万円計上しておりますが、在宅で重度心身障害児者の介護を行う家族の負担軽減を図るため実施される短期入所の利用促進するため、県内短期入所事業所に対して利用者の利用日数に応じて補助を行うというものでございます。家族の介護の負担を軽減すると申しますのが、家族が休息とか急な用事ができたときに短期入所する施設、受け入れる施設に対して、その日数に応じて補助金を交付するというものでございまして、施設への補助金交付となります。

それから次に、生活困窮者自立支援事業でございます。54万円の計上を考えております。生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して自立相談支援事業及び住宅確保給付金支給事業を実施するというものでございます。

次に、子育て支援課の関係でございます。

赤坂地域の保育園統合事業につきましては、事業費1億円余りを計上しております。用地の造成工事、園舎の建築設計委託、これらを実施していく予定でございます。

次に、子ども・子育て支援新制度への円滑な移行でございます。これにつきましては予算計上はございませんが、新制度への移行に伴いましてスムーズに事務が執行できるよう、万全の態勢で臨みたいと考えております。

それから、要保護児童台帳システムの導入事業でございます。事業費は216万円を計上する予定にしております。要保護児童の情報や支援経過等の情報を一元的に管理するシステムを導入するというものでございます。

次に、子ども・子育て会議事業でございます。事業費は13万円を計上しております。子育て支援計画の進捗管理、子育て支援施策の推進に関する調査、審議を行う機関として設置するというものでございます。委員は12名以内を予定をしております。

次に、介護保険課の関係でございます。

地域包括ケア体制づくり支援事業補助金、これにつきましては112万8,000円を予定しております。高齢者が住みなれた地域で自立した生活が送れるよう、地域包括ケアシステムの構築に向け、既存資源の有効活用、多職種連携、住民力を活用する事業など、地域住民や団体等が行う活動に対して補助金を交付するというものでございます。また、中山間地域において夜間、深夜、早朝の訪問系サービスを充実させるため、その時間帯に訪問系サービスを提供する事業者へ補助金を交付するというものでございます。

10ページに移りまして、在宅医療連携拠点事業でございます。こちらにつきましては継続の事業でございますが、担当部署が健康増進課から介護保険課に移行して事業は実施してまいります。事業費151万9,000円を計上する予定です。

それから次に、健康増進課の関係でございます。

健康づくり事業としまして、ICTを活用した、ICTと申しますのが情報通信技術ということでございまして、それを活用した遠隔健康相談を実施し、健康づくりのための運動習慣を身につけさせるとともに健康寿命の延伸を図るというものでございます。昨年度、山陽公民館と本庁の健康増進課をインターネットで結んで健康相談の実証実験を行いました。この成果がよかったということから、市内4カ所程度で実施してみたいと考えております。

それから次に、24時間電話健康医療相談事業でございます。事業費305万3,000円を予定しております。市民の病気や医療に対する不安や過疎地域等の救急医療に対する不安を解消するため、24時間365日、専門家による電話相談事業を実施するというものでございます。

以上が一般会計でございます。

続きまして、(7)赤磐市国民健康保険特別会計の関係で、まず熊山診療所でございます。

熊山診療所では主な事業、新規事業としまして、訪問看護ステーションと連携をとりつつ在宅医療ニーズに対応していきたいと考えております。

次に、各種の健診、企業の健康診断、人間ドック等検査業務を積極的に取り入れていくということとしております。

それから、リハビリが必要な通院困難な患者に対しましては訪問リハビリを実施し、サービスを拡充させていくと、充実させていくということを考えております。

佐伯北・是里診療所につきましては、派遣医師の状況にもよりますが、診療日、診療時間等の見直しをして、利用しやすい時間帯で設定していきたいと考えております。

それから次に、訪問診療等も検討していきたいと考えておるところでございます。

それから、11ページに参りまして、介護保険事業特別会計でございます。

主な事業、新規事業としましては、新しい総合事業等に向けて事業の展開をしまいるということでございます。

地域支援事業の見直し、これは介護予防・日常生活支援総合事業の実施、在宅医療、介護の連携、生活支援の充実、認知症施策の推進、これらを平成29年4月から実施することとしておりますが、その準備と体制づくりをしっかりしていきたいと考えております。

次に、介護予防事業としましては、元気もりもり講座とか介護ボランティア育成等を考えておりますが、これについては実施してまいります。

それから次に、地域ケア会議の実施ということで、地域包括ケアシステムを構築するためには高齢者個人に対する支援の充実やそれを支える社会基盤を整備する必要があるということから、地域ケア会議を開催してそれらを固めていくというものでございます。

次に、訪問看護ステーション事業特別会計でございます。

赤磐医師会病院や民間医療機関と連携し、患者の在宅医療ニーズに的確に対応していきたいと思っております。そのため、訪問看護師を3名から5名に増員し、看護スタッフの充実を図

ってまいります。それから、機動力を発揮するため、訪問用の車両1台を購入することといたしております。

このような事業を平成27年度予算に盛り込んでおりまして、3月議会に上程したいと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（福木京子君） 説明はそれまででしたか。これで終わりですね。

説明がありました。

これについて何かありましたら聞いてください。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 委員長、原田です。

○委員長（福木京子君） はい。

○委員（原田素代君） 説明を求めるんですが、8ページの生活保護扶助費が今年度、2億6,000万円ですか、補正でいくと5,000万円ほど減額しましたが、これは減額された昨年度と今年度はどのぐらいのボリュームの差が出てるのかっていうのがまず教えていただきたいことが1つ。

それから、9ページの子育て支援の中の3つ目の丸ですねえ、新事業で、この要保護児童というのはどういう子供を指すのかというのをちょっと教えていただければ、お願いします。

それから、10ページの健康増進課の2つ目の24時間電話対応というのは、これは恐らく北部医療懇で具体的な提案をされている件だと思うんですけど、想像するのに365日24時間体制が300万円のできる事業なのかなっていうのがわかんなくて、これは実際365日24時間、誰がかけても対応するということだと……。

○委員（佐藤武文君） 議案で出てくるんじゃない。

○委員長（福木京子君） だから、余り深くは。

○委員（佐藤武文君） 何でそんなやるん。

○委員長（福木京子君） いや、だから……。

○委員（原田素代君） いやあ、聞くことはいいんでしょう。

○委員長（福木京子君） うん。いや、余り深くせずに、予算の分、どうしてもちょっとここで今、説明を受けた中でちょっと聞いたほうがいいということに限ってくだされば……。

○委員（原田素代君） 深いか浅いかってというのは非常に難しいんですけど……。

○委員長（福木京子君） 3月議会で十分やりますので。

○委員（原田素代君） いや、どうでしょうか、今のことはじゃあ聞かないほうがいいですか。

○委員（佐藤武文君） 詳しいことはちょっと次に回したほうがええんじゃない。

○委員（実盛祥五君） 詳しいことは聞かんほうがええ。

○委員長（福木京子君） 24時間の関係、もうちょっと説明してもらっていいかもわかりません。

○委員（原田素代君） 新しい事業なんで。

○委員長（福木京子君） うん、これだけはちょっと。

○委員（原田素代君） どんなボリュームでおやりになるのかなっていうのが聞きたいという。

一応それと、実はちょっと学童保育の、最近では学童保育と言わないんだ。放課後児童クラブ、新しい名称になりました。放課後児童クラブの国の内閣府のほうの子育て支援で大変ボリュームのある放課後児童クラブに対する予算が出たという学習会をきのうしてきました。新規事業がいっぱいあります。放課後児童クラブの運営にかかわる分野と施設整備にかかわる分野ということでかなりの金額で出てるんですが、説明を聞いたときに、これは市、県、国の3分の1ずつの負担金になるんですが、市が申請しない限りこのお金はおりてきませんというふうに言われたんです。昨年度、実はこの放課後児童クラブに対して既に幾らか出てたらしいんです、新しい事業として予算が。だけど、国のほうでまとめると2割しか申請がなかった、国の10割の予算措置に対して。要するに、市の現場のほうから手が挙がらなかったというふうに聞きました。ですから、今年度はしっかり現場のほうからこういう事業があるそうだけど、この事業に対してこれだけ欲しいということを書いてくれというふうに言われたんです。今回ここでいきますと子育て支援、子ども・子育て会議などありますが、要するに新しい国からおりてきて、これ1月25日に説明されてるってことなので6月補正になるのかなとも思うんですが、このことについて幾らか予算が組まれているのでしょうかということをお聞きしたい。

以上です。

○委員長（福木京子君） ほったら、その2点だけちょっとお願いします。24時間の何か新規の、少し説明を。

○委員（原田素代君） いやあ、生活扶助費の金額が前年度と比べてどうなってますかっていうことと。

○委員長（福木京子君） ああ、その点も。ほったら、その点をお願いします。

はい、はい。

○社会福祉課長（国正俊治君） 国正です。

○委員長（福木京子君） はい、国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） 生活保護費について簡単に御説明します。

今年度の動向なんですけど、前にも申し上げたんですけど、微減の傾向にあります。年度末の今回、3月補正で減額をさせてもらったものと来年度当初の額につきましては、来年度当初のほうにちょっと総額では少なくなってます。平均ですと下がってきてますので、ことしの予算っていうのは平均でいくと真ん中ぐらいになりますので、一番最後のところを見込んで

27年度予算のほうを見込んでございます。説明のできる数字となってることを御報告させていただきます。

○委員（原田素代君） わかりました。

○委員長（福木京子君） 次に。

○子育て支援課長（国定信之君） はい、委員長、子育て支援課、国定です。

○委員長（福木京子君） はい、はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） それでは、放課後児童クラブの新しい事業について国から出ているということで、それが来年度予算のほうへ入っているのかということではありますが、国から出てきてるのが1月の終わりぐらいになっておるということで、新しい事業については特に計上はしておりません。しかしながら、新しい事業が委員さん言われたようにありますので、そのあたりにつきましては放課後児童クラブやっている団体のほうにいろいろその辺を意見を聞きまして、現在の組んでいる予算内で対応できるものであればそれは行うし、もしそういったものが足りなくなれば補正をしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

それからもう一つ。

○委員（原田素代君） ああ、いいよ、あとはじゃあ細かいというのであれば。

○委員長（福木京子君） ああ、その後も。

○委員（原田素代君） あとは、今度で聞きます。

○委員長（福木京子君） いや、私のほうが1つ……。

○健康増進課長（岩本武明君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） 健康増進課、岩本です。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） それでは、健康増進課の新規事業のほうの24時間の電話健康相談のことです。これはそういった受け付けを行っている業者さんのほうがいらっしゃいますので、そちらのほうと委託契約をして取り組んでまいりたいと思っております。

○委員（原田素代君） 半年分。

○健康増進課長（岩本武明君） はい。

○委員長（福木京子君） 半年分ですね。わかりました。

他によろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） それであと、これついてるんですが、医療の問題で。これは説明を

されますね、資料がついてますから。

○健康増進課長（岩本武明君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） それでは、本日の保健福祉部のレジュメに従いまして、まず初めに熊山診療所の事業計画について説明をさせていただきたいと思います。

○委員長（福木京子君） 熊山診療所。こっちですね。

○健康増進課長（岩本武明君） 別冊になっております。

1月の委員会では、ある程度のことはお示しいたしました。内容につきましては、平成27年度から31年度までの5カ年間の計画をつくらせていただいているところでございます。新たに5ページのほうで追加させていただいたのが、診療所と病院との基準の違いというところを追加させていただきました。

それからあと、追加させていただいたページで、7ページでございます。

表5といたしまして月別受診者数の受診科目別の割合と、表6といたしまして1日当たりの科目別受診者数の表を載せさせていただいております。表6のほうをごらんいただきますとおわかりのように、内科の受診者の方が1日当たり一番多いでございます。ただ、あとの科目にいたしましても何人かの方は、10人前後の方は受けられてるという形になっております。

なお、泌尿器科と循環器科、それから整形外科につきましては週1回の診療となっておりますのでこういった結果になっております。

それから、8ページには、外部環境といたしまして赤磐市の今後の人口がどうなるかという表をつけさせていただいております。赤磐市といたしましては、全体のトータル人口は減少していくわけですが、75歳以上の人口は2010年と2040年を比較すると増加するということになります。

それからあと、11ページをごらんいただきたいと思います。

こちらのほうでそれぞれの(2)といたしまして、政策面から見た診療所に求められる役割という形で、1といたしまして病院での外来に求められる役割、2といたしまして無床の診療所の外来で求められる役割という形で記載をさせていただいておりますが、やはり診療所としての求められる役割というのは、かかりつけ医の機能というものが要求されていると思っております。

それから、12ページをごらんいただきたいと思いますが、2006年の改正によりまして在宅療養支援診療所というものができ上がっております。こちらのほうは、患者さんに対して24時間の対応するという診療所でございます。赤磐市では、今は在宅療養支援診療所として6人の先生がグループを組まれて取り組んでいるという情報がございます。

それからあと、16ページ、17ページが収支の計画を載せさせていただいております。これも前回、金額のほうはお示しできませんでしたが、常勤医師1人の場合と常勤医師2人の場

合どうなるかというもので比較させていただいております。

まず初めに、外来収入につきましては、昨年の7月から9月までの収入によりまして1日1人当たり1万4,000円として計算してます。在宅収入につきましては、1人当たり月額請求額5万5,000円として計算させていただいております。それから、支出の算出根拠につきましては、薬品費につきましては外来収入の50%、医療材料費につきましては外来収入の4.6%、検査委託費につきましては外来収入の0.5%、それからその他といたしまして酸素とかの処置がありますけれども、そちらのほうは実績に基づいて計上させていただいております。

なお、人件費につきましては基本給部分の上昇を1%と仮定して計算しております。非常勤医師につきましては現行の体制維持を想定して、現在12名のお医者さんが、非常勤医師の方おいでですけれども、それを続くという形で想定しております。それから、諸経費につきましては26年7月から26年10月までの支出によって計算をさせていただきました。

収入計画のほうでございますけれども、27年度から31年度までの診療日数、それから1日の人数、延べ人数という形で表を作成しております。利益計画のほうでございますけれども、平成27年度では①の医業収入計でございますけれども、2億3,325万3,000円、28年度は2億4,358万5,000円、平成29年は2億5,047万3,000円で、31年度まで表にしております。それからあと、一番下でございますけれども、経常利益といたしましては、平成27年は1億2,500万円のマイナス、28年は1億2,200万円のマイナスという計画でございます。

それが、17ページ、常勤医師が2名になった場合はどうなるかということでございますが、外来収入、在宅収入、それから支出の医療原価、人件費、諸経費につきましては同額を見ております。診療日数につきましては医師1人の場合と変わりませんが、1日の人数につきましてはドクター1人当たりの場合に比しまして1.4倍の人数を1日の人数として見込んでおります。それから、利益計画の中では、在宅収入でございますけれども、これは医者1人の場合に比べて3.5倍の収入を見込んで事業計画のほうを立てさせていただいております。医師2人になった場合の人件費につきましては約2,000万円ふえるわけでございますけれども、往診などにも力を入れることができますので、最終的な経常利益といたしましては27年で9,200万円、それから28年度は9,100万円のマイナスになっております。医師1人の場合と比しまして医師2人の場合は、経常利益の赤字幅が少なくなるという事業計画を立てさせていただきました。

説明は以上です。

○委員長（福木京子君） 説明が終わりましたが、これについて何かありましたら。

ちょっと内容が相当ありますので、よろしいですか。説明が割と簡単でしたけど、資料はたくさんついておりますが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） ほつたら、これについてはよろしいですね。

それであると、説明のほうがありますか。

○健康増進課長（岩本武明君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） それでは、続きまして本日の厚生常任委員会資料の保健福祉部の厚生常任委員会の12ページをごらんいただきたいと思います。

2月12日に仁美農村振興センターで行われました平成26年度第3回赤磐市の医療体制の将来を考える懇談会、北部地域の概要を載せさせていただいております。

この会議では、出席委員さんが16名、傍聴人の方は1名いらっしゃいました。

それぞれの委員から意見を頂戴したわけですが、区長さんのほうからでは診療所の機能拡充は反対しないけど、場所の検討をしてほしい、あるいは2次医療救急までは赤磐市で対応できるような拠点整備をしてもらいたい。それからあと、これは笹岡地区の高齢化が進んでるんですけど、見守りの形を今もやってるので、いい形で続けたいという御意見を頂戴いたしました。

それからあと、医師のほうからは、今までのお年寄りと今後のお年寄りはちょっと違うという意見もいただいたところでございます。13ページの上から2人目の（医師）というところでございますけども、85歳過ぎててもがんを見つける時代になり、早期に手術する人はたくさん出てくると、今までの在宅で弱っていくイメージとは違ってくると思うというふうな形、御意見をいただいております。

それからあと、県のほう、保健所のほうですけども、65歳になるとサービスの受け手となっていました、高齢者自身がサービスの担い手となる時代となってきたと。今年度から老人クラブに委託し、自身がみずから健康を考えるように取り組みを始めたという報告が行われました。

それからあと、下から2人目のお医者さんの意見といたしましては、患者を早く見つけて早く治すことが一番のことであると、周りの人、住民の人が患者を見つけることが大事であるという御意見を頂戴したところでございます。

それからあと、医師会のほうからですけども、医師会病院は僻地医療対策をしながら当院も県の支援を受けていると、医師不足の解消はなかなか難しいという意見をいただきました。これに対しまして、行政としての働きかけもお願いしたいというふうな御意見、14ページの一番上ですけども、そういった御意見をいただいております。

それからあと、その下のお医者さんといたしましては、リハビリ期をふやす、往診も国が考えているようなことをやろうと思えば、そういった往診をやめるという医者がふえるんではないかというふうな御意見をいただいております。幾らハードが整備できても、医者がいないと診療ができないと、僻地になると公的なものが必要だという御意見でございます。

それからあと、地域枠のお医者さんがいらっしゃるわけですが、そういったお

医者さんもぜひとも赤磐市のほうへ呼んでいただきたいというふうな形でございます。

あとは、先ほど言いました24時間の電話相談とかで非常に夜間での安心とか医療不安とかが解消できるのではないかとといった御意見をいただいているところでございます。

北部医療懇の概要につきましては以上でございます。

○委員（原田素代君） 質問していいですか。

○委員長（福木京子君） はい、はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 事前にこの北部医療懇の皆さんに対する赤磐市の北部医療体制についてという資料をいただきまして、傍聴に、済いません、どうしても行けなくて、今、議事録を読んで様子はわかりました。

私はこの資料を見たときに、1ページを開いてちょっと驚いたのは、2ページってページ数打ってますけど、1枚見開き、現状認識で現在までの会議より抽出したものというチャートの中に、いわゆる災害上危険な地域ではないかという危惧の意見と、それから耐震診断がまだされていませんよねという議論はしてきたと思うんですけど、現状認識の中でそういうことが触れられてないということにちょっと憤慨したわけです。非常に重要な問題です。立地上の、防災上の安全が問われていることですから、当然この現状認識の中にそういう危機感というものが入ってしかるべきだと思ったんです。

結局、この資料を全部見るといろんなデータなどもあって、とにかく現在の佐伯北診療所でその充実と、それからさまざまなサポート体制、いわゆる在宅医療中心とした制度を今後やっていきたいというのがこれでよくわかるんですが、実際この議事録を今聞いても、そういうふうに危機感を持った区長さんの発言もまだ残っております。耐震診断もまだこれからという時期ですので、場合によってはこの現在の佐伯北診療所を充実させるというプランを見直さなきゃいけないかもしれないと思うのです、防災上の問題や耐震診断のことを考えたときに。そういうことについて実際、参加者も御心配されてるし、私も聞いた限りではちょっとそれでありなのかなあと、ちょっと判断が早過ぎるのではないかと。地域性からいったら、在宅医療を初めとした地域でのいわゆるハードを充実させるという問題よりはそちらにシフトすべきだろうと思います。徳永先生のお話聞いてもまさにそういう時代だろうと、地域性からしてもそう思うのですが、ただ吉井の旧来の皆さんの思いっていうのはきっと別のところにもあるんだろうと思うのです、今の佐伯北診療所が見直されるべきではないかという。だから、その辺の民意が結局この議事録ではこれで終わりですというふうに書いてるわけですよ、医療懇としては。これで閉まっちゃうわけですよとってしまってるので、それこそ市長の現場主義で皆さんの意見をしっかりと聞きたいという思いであれば、そういった過去の吉井の住民の皆さんの、え、そんなはずじゃなかったという思いや、それから実際、防災上の心配のことなどを含めてとりあえずこういうプランにはまとめたことはまとめてますが、十分にその調整を柔軟にしていきたいなっていう思いはすごく強いのです。そういうことについてどんなふう

お考えかをお尋ねしたい。

○健康増進課長（岩本武明君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） これからさまざまなプランを計画をしていくわけですが、すけども、この北部地域の医療懇談会につきましては今年度で終わらせていただきましたけども、やはり計画を立てていく中ではいろんな方の御意見を頂戴しながらやっていくというのが基本だと思いますので、そういった形でこの医療懇談会はなくなりますけども、さまざまな具体的な話は関係者の方々からお話聞きながらやっていきます。

○委員（原田素代君） じゃあ、ついでに済いませんが……。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 耐震はこれからされる。防災上の問題についての判断っていうのはいつされますか。

○健康増進課長（岩本武明君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） 防災上と言われるのが、県が示してるこの警戒区域とかのお話だろうと思うんですけども、今、県のほうが調査をしてるということなので、その結果を見て判断をするような形になると思います。

○委員長（福木京子君） もう少し……。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はいはい、原田委員。

○委員（原田素代君） 結果はいつごろ出るというふうに理解したらいいんですか。

○委員長（福木京子君） ちょっと岩本課長、ごめん、私のほうも危険箇所をちょっと正確に把握してなかったんですけど、そのあたりも含めてもう少し詳しくその周辺の危険箇所とか、今、県がどうして見直しをしてるとか、もうちょっとわかりやすく説明を願いたいと思うんですが。

○保健福祉部長（石原 亨君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） 済いません、それではあそこの診療所の地域の土砂災害警戒区域ということで設定されとるわけですが、それにつきましてはあそこが美作岡山道路という今、道路の整備を行っております。こちらに県のこれはホームページに示されております図面なんですけど、その危険、土砂が流れるという地帯がちょうど道路工事で表土を削られとるというようなことに現在なっております。ということで、こういうところを含めて県が調査を今やっとなと聞いております。その結果を見て判断ということになりますけど、この今の現在の指定されとる地域につきましても、あそこのちょうど北軒川というんですが、川でその危

険地帯がとまっておるといような今の図面になっております。そういうところも含めて今後どういうことで示されるか、結果を見て考えたいと思っております。

以上です。

○委員（原田素代君） いや、時期を。

○保健福祉部長（石原 亨君） え。

○委員（原田素代君） だから、県の判断は要するに……。

○委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 市がこれからどんどん充実強化していこうというプランは出てます。だけど、県のほうの見直しを待つとおっしゃられるのであれば、県の見直しが結果出たときに、あ、これはとても耐えられませんよとなった場合は困るでしょってということで、だから例えばそれがいつごろ、あと数カ月で出るのか何年か先になるのかによって大きな影響を受けますよねっていう心配してるんです。

○保健福祉部長（石原 亨君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） その時期につきましては今ちょっと未定でございますので、確認はいたします。現在も示されておるわけですけど、診療所が押し流されるというようなことには設定はされていないんです、現在。そういうところもあるんですけど、その結果を待ってしっかり判断はしたいと思います。

○委員長（福木京子君） 耐震の関係は。これも。

○保健福祉部長（石原 亨君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） はい。

○委員長（福木京子君） はい。

○保健福祉部長（石原 亨君） 耐震診断でございますが、27年度の予算に盛り込んでおりまして、時期を見て実施したいと思っております。

○委員長（福木京子君） 他にありませんか。今この北部の懇談会についての説明で、これに対する質疑はよろしい、よろしいか。

はい、行本……。

○委員（行本恭庸君） 懇談会、これでやめるん。

○健康増進課長（岩本武明君） 懇談会の形は……。

○委員（行本恭庸君） やめる。

○健康増進課長（岩本武明君） はい。

○委員（行本恭庸君） それで、今この2月12日に懇談会しとるがなあ。これ事務的に予算的な問題なるか、例えば医師でCTを予算化してほしいとかというのを書いて、要望は聞いとられるわなあ。対応できるんかな、これ。どの辺までが。例えば新年度、27年度では対応できなくても28年度で対応できるとか、こういう要望を聞いただけでやっぱ回答もしてあげにゃあいけんじゃろうから、そこらはどういうふうにかえとんですか。

○委員（原田素代君） ここのことを言ってるんです。

○委員（行本恭庸君） ふん。

○委員（原田素代君） ここのことを言ってる。

○委員（行本恭庸君） この……。

○委員（原田素代君） 議事録のほう。

○委員（行本恭庸君） そうよ。

○委員長（福木京子君） 議事録、今、説明された中です。この資料の中で。

○健康増進課長（岩本武明君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○委員（行本恭庸君） そげえな資料どけえあるん。

○健康増進課長（岩本武明君） はい、健康増進課、岩本です。

○委員長（福木京子君） はい。

○健康増進課長（岩本武明君） 医師の充実のことについての……。

○委員（行本恭庸君） それは前のじゃろ。

○委員長（福木京子君） ちょっと聞いてください。

○健康増進課長（岩本武明君） 懇談会での意見もいただきました。市といたしましては医師会病院からの派遣を考えておりまして、来年度も予算化をさせていただいております。

○委員（行本恭庸君） じゃから、例えばの話……。

○委員長（福木京子君） 行本委員。

○委員（行本恭庸君） はっきりとこれCTなんかは設置してほしいんじゃというような要望も聞いとりますが。これはどなんなかというん。

○健康増進課長（岩本武明君） はい、委員長、いいですか。

○委員長（福木京子君） はい、岩本……。

○健康増進課長（岩本武明君） 委員長、健康増進課、岩本です。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） 機器の購入につきましては、これから検討をさせていただきたいと思っております。

○委員（行本恭庸君） 終わります。

○委員長（福木京子君） よろしい。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） このほしたら診療所の懇談会のこれについてはこれで終わりました、あと次に説明をお願いします。

○健康増進課長（岩本武明君） はい、委員長、健康増進課、岩本です。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） それでは、資料引き続きまして15ページから20ページまで、旧赤磐市民病院の耐震診断の結果につきまして報告をさせていただきます。

耐震診断を行いました旧の赤磐市民病院でございますけれども、15ページ、16ページ、17ページが北棟、15ページの白抜きで表示しておりますこちらのほうの結果が前半に来ております。北棟につきましては、昭和53年に建設が行われたものでございます。

16ページをごらんいただきたいと思います。

耐震診断の指標といたしまして、表にあります I_s と書いているこういった構造耐震指標が使われるわけでございますけれども、これにつきまして1階、2階それぞれ3カ所、国におきまして検査をしました。そうしましたところ、北の棟につきましては1階のX方向、張間方向につきまして0.52という数値が生まれて、これがNGという形になっております。あとの2階のX方向、1階、2階のY方向につきましてはオーケーが出ております。

17ページをごらんいただきたいと思います。

下線を引いてるところでございますけれども、考察といたしまして、X方向は構造耐震指標 I_s が1階で構造耐震判定指標を下回り、想定する地震動に対して所要の耐震性に疑問ありと判定されております。Y方向につきましては、想定する地震動に対して所要の耐震性を持っているというふうな判定をいただいているところでございます。

それから、18ページでございます。

これが南棟でございます。昭和42年に建設されたものでございます。これも北棟と同じく1階、2階とも3カ所ずつのコンクリートコアを抜いて調査をいたしております。

19ページをごらんいただきたいと思います。

南棟につきましては、先ほど言いました I_s 値が下の1階のY方向が0.52ということでNGとなっております。X方向につきましては1階、2階ともオーケーで、Y方向につきましては2階はオーケーという結果になっております。

20ページをごらんいただきたいと思います。先ほど言いました北の棟と逆に考察といたしましては、X方向は所要の耐震性を保有している、Y方向につきましては耐震性に疑問ありという判定をいただいている、これが旧の赤磐市民病院の耐震の結果となっております。

以上です。

○委員長（福木京子君） 説明が終わりました。

結果の報告がありました。何か質疑がありましたら。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 診療所にするときに大分、住民の方の強い要望で、もとの病院を何とかいろんな施設にしようということで熊山の医療懇の中で随分いろんなプランが出てるようですが、そのプランとこれを、このY軸がだめということですけど、耐震化の補強工事をして何か進めようという判断がこれで出たのでしょうか。どういうふうに認識されてるんですか。

○委員長（福木京子君） その辺は。どなたが答えられます。

はい。

○健康増進課長（岩本武明君） 健康増進課、岩本です。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） これはあくまで耐震性がどれだけあるかの結果でございます。今後どういったようなものに使うかによってそれぞれの補強の仕方というのか、それが変わるようございます。今後の活用につきましてはこれから検討していくわけでございますけども、その中でどのような補強をすればいいのかということも、その建物を活用するにはどういった補強が要るかっていうことも考えながら検討していきたいと思っております。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 要するに、活用したいという前提があるというふうに理解したらいいんですね。何か診断結果、XがよくてYが悪いって報告を聞いただけでは私たちはそういう議論をするわけじゃなくて、要するにそういう結果が出たことによってこれをこうするっていう話がここでされないという意味がないわけですから、要するにこの結果を受けて以前、熊山医療懇でいろいろ出てましたよね、多目的なというか多機能型で。そういうことをこれを受けてどう進めるかっていう議論はこれからされるのですか、それとも当面ちょっとそれは進まないんですか。要するに、これだけ聞いたって私たちは建築家じゃないんだから、これを受けてどうするかっていうのをお聞きしたいということです。

○委員長（福木京子君） どなたが答えられますでしょうか。市長答えられるんですか。このどういうふうに。この結果の報告はあったんですが、今後のことについて今答えられるのかどうされるんか。熊山地域でも懇談会がまだ3月末、最後があるんでしょうけど。

○保健福祉部長（石原 亨君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） 耐震診断をしましてこういう結果が出ました。あと、補強についても簡単な検討しまして、施設としてはほかの施設に転用しても補強すれば耐え得るであろうというような結果が出ておりますので、補強すれば使えと、この施設はということでございます。先ほど申しました、活用する施設によって補強の仕方が違ってまいります。そこ

で、金額的にも補強の仕方によってはまた公共工事の費用が変わってまいります。そういうことも含めまして今の熊山地域の検討、懇談会やっておりますので、また3月に最終でやることにしております。そういうところで結果、方向性を出していきたいと思えます。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

他によろしいですか。はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） 説明ようわかりました。ただ、市のほうとしてどういう方向でそのものを、あれを使うんだという方向が出ると、何じゃあ耐震の仕方も変わってくるわけでしょう。物置として、倉庫として使う耐震と、例えば人間さんが中へ入って介護をするような施設にする場合と違うわけじゃから、その方向性を決めんことには、ただ結果は出た、しかしその結果によって用途よっての補強方法が変わるわけじゃから、使用目的を決めんことにはいけんのんじゃないんですか。だから、それがいつごろ。あの建物をほんなら使おうと、補強すりゃ使えるんだと、そういうことで結論が出れば、どういう向きにするかという、用途へ使うということがいつごろ結論として出すつもりですか。そりゃあ地元等の要望も聞いたるわけじゃから、それをどういうふうに生かしてするんか、その判断ができるのはいつごろされるんですか。

○委員長（福木京子君） どなたが答えられますか。

○委員（行本恭庸君） そらあ答弁できる人に言うてもらわにゃいけなあ。

○委員長（福木京子君） はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） 委員長。3月に最終というんですか、本年度最後の熊山地域の懇談会やる計画にしております。そこで、一応の方向性は出したいというふうに思えます。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

○委員（行本恭庸君） はい、よろしい。

○委員長（福木京子君） 他によろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） 執行部のほうからの説明はこれで全て終わったんでしょうか。

ほったら、委員さんのほうから何かありましたら。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 前回の委員会で聞こうと思って忘れておりましたが、たしか年明けに最終処分場のことで市長さんが説明会をするという御報告があつて、されたのかどうか、それからどんなふうな結果になったのかを御報告をしてください。

○委員長（福木京子君） どなたが答えられますでしょうか。

はい、藤井参与。

○市民生活部参与（藤井清人君） 2月の上旬に……。

○委員（原田素代君） 2月何日ですか。

○市民生活部参与（藤井清人君） 2月8日の……。

○委員長（福木京子君） 8日。

○市民生活部参与（藤井清人君） 午後2時から英国庭園で市政懇談会という形で説明会を開催させていただきました。

○市長（友實武則君） 濟いませぬ、ちょっと濟いませぬ。

○委員長（福木京子君） 休憩……。

○市長（友實武則君） いや、私のほうから。

○委員長（福木京子君） はい。

○市長（友實武則君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、ほったら市長。

○市長（友實武則君） 濟いませぬ、訂正の上、私から説明させていただきます。

まず、確かに年末に最終処分場の説明会を行うということでお話しさせていただいておりますが、その後、各地区、小野田学区が中心なんですけども、区長さんにそういう最終処分場のことについて説明をしたいんで声かけをお願いしますと依頼したところ、最終処分場の話であれば説明会の開催は全地区ともに行わないと、受け入れられないということでした。そこで、市政の懇談会という形で、2月に市長を筆頭に対話室の形式をとって市政の懇談会をやらせてくださいということで、私、行ってまいりました。その席上で市民の方からきょうの会議は最終処分場の説明会ではないと、その話をするんならこの会はすぐ解散すると言われて、市政の懇談会という形で終わっております。その中から推察するのに、この最終処分場に対する地域全体の意見として、まだまだ理解がいただける状況ではないと言わざるを得ないということの一つの判断をして帰ったところです。

以上です。

○委員長（福木京子君） 一応答弁いただいたんですが。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 大変御苦勞されてることが今わかりましたが、やはり行政ですから一応事業は前へと進めないわけにはいかないわけですよ。当事者として直面されて民意を聞いて、市長としては理解されてないと判断したと。その上でじゃあ理解されてないと判断されて、次は何をしようと思っただけですか。

○委員長（福木京子君） はい、市長。

○市長（友實武則君） これは非常に難しい問題だと思っております。これは粘り強く時間をかけて理解を求めていくしかないものと思っております。

以上です。

○委員（行本恭庸君） ええか。

○委員（原田素代君） ああ、どうぞ。

○委員長（福木京子君） いいですか。

はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） 時間をかけてやることもいいけど、時間をかけるということはどんどん要らん金を使うということじゃから、処分費は使うわけじゃから、ずうっとそれに頼るんならもうやめりゃあよろしいが、つくること。しかし、最終処分場がどうしても要るんでということになるんなら、いけんところをいつまでも話をしてみたところで前に行かんことじゃろうから、ほかへ処分場を求めざるを得んのじゃねえん。それと、もともとは大体セットになつとるものをセットでできんところへそういうものをつくったんじゃから、そこらが大体、根本間違うとんじゃろう。そら現市長にこんなことを言うても仕方ないことじゃけど、決め方がそうなんじゃから。セットで全部しましようという話になつとったんが、いつの間にか建物だけこっちにして、処分場はほんならこっちへできんのじゃというて逃げてしもうたわけじゃから、そこら辺からはあ話がめげとんじゃろ。へえしたところでも、建物はできてどどん灰ができとるわけじゃから、何とかそりゃせにやいけんわけじゃろ。時間をかけてするというたら、ほんなら何十年も先送りでトン何万円も出して処分することが、そりゃ受け入れ先が前回聞いたときにはまだ当分の間、大丈夫ですというような説明を受けとるけど、やっぱりいけなんだらほかへつくるような考えも持たにやあいけんのじゃねえんか、おえんところへいつまでも押してみたことで。最初の3市1町の時分から話が出てめげてつくったが、解散した、そういう経緯があつて、今度なかなか一遍めげたところができるというのは難しい話じゃと思うんで、ほかへ考えたほうがえんじゃねえですか、もうできんのんなら。そういうな判断を早うに出したほうがええんじゃないんですか。その点どうですか。

○委員長（福木京子君） 答弁をどなたが。

○市長（友實武則君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、市長。

○市長（友實武則君） 現時点で言えることだけですけども、今、行本委員がおっしゃるような候補地を変更するという判断には至っていない、今の石蓮寺の地区を対象に地域の御理解を求めて鋭意努力するというを念頭に置いております。

以上です。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

○委員（行本恭庸君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） この場所的にはそらあ石蓮寺地区ということですから、地主のほとんどの方が石蓮寺地区の方なんですけど、売る側のほうですからそりゃ一日も早う、今までいろんな問題であそこがほったらかしになつとるわけじゃから、そりゃあ売るほうは早う買うてほしいと思う、年もだんだん大きゅうなるし。しかし、下流は小野田地区、今さっきの市長の説明

では、もう最終処分場の話になったら受け付けませんと言われとんじやったら、そりゃあちょっともう話が前へ行かんのやないんですか。1カ所ぐらいのところがちょっと難色示しとんだというて、ほかのとは合意に達しとるというんならまだ望みは残るけど、小野田地区6地区が全部だめじゃ、その話は受け入れんと言われとるというのを幾ら待ってやったとこで、こりゃ不可能なことじゃと私は思いますよ。

以上です。

○委員長（福木京子君） 意見を、意見ということでよろしいですか。

○委員（行本恭庸君） はい、それは。

○委員長（福木京子君） 他に……。

○委員（原田素代君） よろしいですか。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 要するに、ほかの候補地を探すというのももちろん選択肢にこの状況ではあると思うんですけど、私はまず市長さんに行政上、時間をかけてやりますというのは本来、行政の長が言うべきことではないと思うんですよ。やっぱりいついつまでに決断をしたい。だから、今、提案されたように、行本さんが、例えばあと何カ月かけてこの夏までに結論を要するに変わるかどうかを含めて見きわめるとか、そういう御答弁がやっぱりないと、ああ、そうですか、じゃあ待ちましようかっていうことでは行政上はならないわけですから、やはりそこは市長のほうの政治決断が今求められてると思うんですよ。とても困難な中に頑張ってもらっしゃるんだろうなあというのは想像はできますよ。だけど、ああ、それは大変ですね、頑張ってくださいでは済まないの、行政ですから、だから今、行本さんが言うように変えるなり、もしくは何としてでもみんなに納得させるためにこれからあと数カ月やるとおっしゃるのか、そこをやっぱり議会としては求めざるを得ないですよ。どうでしょう。

○市長（友實武則君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、市長。

○市長（友實武則君） この最終処分場というのは、非常に事業としては困難のきわみという認識です。私も前職で足守地区の最終処分場に少しかかわってきましたが、10年スパンの事業でした。ですから、これを1年、2年で判断するというのは早計だと思っております。そういったスパンでの実施を念頭に置きながら、できるだけ早く実施にこぎつけたいという思いを持って臨んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

他にほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） そしたら、ないようですので1つ、私、この間、厚生委員会を急遽

させていただいて、熊山診療所において開催したことをちょっとここのその他で口頭で報告しておきたいと思いますが、よろしいですか。

ことしの1月30日の金曜日の午後6時から6時50分まで厚生常任委員会を松木の熊山診療所において開催いたしました。4人の委員が参加をし、中西医師と懇談しました。昨年12月議会で熊山診療所の補正予算において議員から附帯決議が出ている関係で、早急に厚生委員会として話し合いを持ち、中西医師の思いをお聞きしたほうが良いと判断いたしまして、委員長の私が議長に許可を得て中西医師の都合の良い日時を聞いて開催しました。

内容は、中西医師から、附帯決議に書かれている経営管理がなされていないとか努力が全く見られないというところについて、中西医師さんですが、私は執行部と一体であり、このことは私たちに言われているのと同じこと、私たちに聞いてくれれば良いのに、やる気がそがれる、気持ち高めて頑張れるかといえば反対であるというふうに言われました。調べた上で決議を出されたのか、知るための努力をしてくださったのかと再度言われました。こちらからは、先生たちにはお聞きをせず、執行部とのやりとりで判断をいたしました、その点は反省しますと答えました。

医師からは、日々頑張っている状況をお聞きしました。今回、先生から苦労されている実態、思いを直接お聞きすることでよく理解できました。

委員から、経営管理まで医師に任すのは大丈夫か、事務長が要るのではないか、責任を果たそうという気持ちはわかりました、職員の問題もあり、経営努力はしていただきたいなど意見が出されました。

中西医師から、医療は医師がいないとできない、プラン立てるのも難しい、幸い、医師である弟が日数をふやして来てくれるので何とか頑張れるとのこと。中西医師は、使命感、誇り、人間愛の3つを持って頑張っているとのこと。

直接話ができ、先生の本当の気持ちが聞けて大変よかったですし、感動を受けました。これからも時々このような懇談会を持つことの必要性を感じました。

以上、私がまとめまして、簡単に報告をしておきたいと思います。

それでは、他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） ないようですので、閉会に当たりまして、内田副市長より御挨拶願います。

はい、副市長。

○副市長（内田慶史君） 本日は、平成26年度の進捗状況、また3月議会に提出予定であります議案等々の内容につきまして協議をいただきまして、ありがとうございました。

今月末から議会定例会も始まりますし、また3月には合併10周年の節目を迎えます。そういったことで、執行部におきましてはそういったところの準備をしているところでございます。

今後もよろしくお願いを申し上げまして、閉会にいたしましての御挨拶とさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。

○委員長（福木京子君）ありがとうございました。

これで本日の委員会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後2時9分 閉会